

関税暫定措置法

注 平成二十九年四月一日現在。

(昭和三十五年三月三十一日法律第三十六号)

改正

- 昭和三十六年三月三十一日法律第二十七号
- 昭和三十七年三月三十一日法律第五十二号
- 昭和三十八年三月三十一日法律第六十八号
- 昭和三十九年三月三十一日法律第三十一号
- 昭和四十年三月三十一日法律第三十号
- 昭和四十一年三月三十一日法律第三十八号
- 昭和四十二年三月三十一日法律第七号
- 昭和四十二年五月二十七日法律第十一号
- 昭和四十三年三月三十日法律第五号
- 昭和四十四年三月三十一日法律第七号
- 昭和四十五年三月二十七日法律第五号
- 昭和四十五年四月二十四日法律第三十二号
- 昭和四十七年三月三十一日法律第六号
- 昭和四十七年十一月十五日法律第二百二十五号
- 昭和四十八年三月三十一日法律第四号
- 昭和四十九年三月三十日法律第十八号
- 昭和四十九年五月二十五日法律第五十八号
- 昭和五十年三月三十一日法律第十七号
- 昭和五十一年一月九日法律第一号
- 昭和五十一年三月三十一日法律第六号
- 昭和五十二年三月三十一日法律第十二号
- 昭和五十三年三月四日法律第五号
- 昭和五十四年三月九日法律第二号
- 昭和五十五年三月三十一日法律第七号
- 昭和五十六年三月三十一日法律第五号
- 昭和五十六年五月二十七日法律第五十四号
- 昭和五十七年三月三十一日法律第九号
- 昭和五十八年三月三十一日法律第十二号
- 昭和五十九年三月三十一日法律第八号
- 昭和五十九年四月十三日法律第十四号
- 昭和五十九年八月十日法律第七十一号
- 昭和六十年三月三十日法律第十号
- 昭和六十年二月二十日法律第九十六号
- 昭和六十一年三月三十一日法律第十五号
- 昭和六十二年三月三十一日法律第十三号
- 昭和六十二年六月二十日法律第八十号
- 昭和六十三年三月三十一日法律第五号
- 昭和六十三年一月二十日法律第九十九号
- 平成元年三月三十一日法律第十三号

- 平成二年三月三十一日法律第十七号
 - 平成三年三月三十日法律第十七号
 - 平成四年三月三十一日法律第十七号
 - 平成五年三月三十一日法律第十一号
 - 平成六年三月三十一日法律第二十五号
 - 平成六年三月三十一日法律第二十七号
 - 平成七年十月二十五日法律第五十八号
 - 平成七年三月三十一日法律第五十六号
 - 平成八年三月三十一日法律第十九号
 - 平成八年五月二十九日法律第五十三号
 - 平成九年三月二十六日法律第五号
 - 平成九年五月三十日法律第六十二号
 - 平成十年三月三十一日法律第二十六号
 - 平成十年六月十二日法律第一百号
 - 平成十一年三月三十一日法律第五号
 - 平成十一年三月三十一日法律第二十九号
 - 平成十一年十二月二十二日法律第六十号
 - 平成十二年三月三十一日法律第二十六号
 - 平成十三年三月三十一日法律第二十一号
 - 平成十四年三月三十一日法律第十六号
 - 平成十四年十二月四日法律第二百六号
 - 平成十五年三月三十一日法律第十一号
 - 平成十五年七月四日法律第一百三号
 - 平成十六年三月三十一日法律第十六号
 - 平成十六年十一月二十五日法律第一四十二号
 - 平成十七年三月三十一日法律第二十二号
 - 平成十八年三月三十一日法律第十七号
 - 平成十八年十二月八日法律第一百五号
 - 平成十九年三月三十一日法律第二十号
 - 平成二十年三月三十一日法律第五号
 - 平成二十一年三月三十一日法律第十四号
 - 平成二十二年三月三十一日法律第十三号
 - 平成二十三年三月三十一日法律第七号
 - 平成二十四年三月三十一日法律第十九号
 - 平成二十五年三月三十日法律第六号
 - 平成二十六年三月三十一日法律第七号
 - 平成二十六年三月三十一日法律第十二号
 - 平成二十六年十一月十九日法律第一百号
 - 平成二十七年三月三十一日法律第十号
 - 平成二十八年三月三十一日法律第十六号
 - 平成二十八年十二月十六日法律第八十号
 - 平成二十九年三月三十一日法律第十三号
- (未施行)

(趣旨)

第一条 この法律は、国民経済の健全な発展に資するため、必要な物品の関税率の調整に關し、関税率法（明治四十三年法律第五十四号）及び関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の暫定的特例を定めるものとする。

第二条 別表第一に掲げる物品で平成三十年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。

2 別表第一の三に掲げる物品で平成三十年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。

第三条 削除

（航空機部分品等の免税）

第四条 次に掲げる物品のうち、本邦において製作することが困難と認められるもので政令で定めるものについては、平成三十二年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

一 航空機に使用する部分品

二 税関長の承認を受けた工場において航空機及びこれに使用する部分品の製作に使用する素材

三 人工衛星、人工衛星打上げ用ロケット、これらの打上げ及び追跡に使用する装置その他の宇宙開発の用に供する物品

四 税関長の承認を受けた工場において前号に掲げる物品の製作に使用する素材

（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）

第七条の三 平成七年度から平成二十九年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条及び同表において「輸入基準数量」という）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超えることとなった月の翌々月の初日（次項第六号及び第八項において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税率は、関税率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に定める税率（第七条の七及び第八条の二において「協定税率」という。）のうちいずれか低いもの（関税についての条約の特別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。次条第一項において「通常の関税率」という。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。ただし、平成二十九年年度においては、飼料用表（同法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品（マスを除く）又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。以下この条において同じ。）を含む別表第一の六の項にあつては、当該年度中のこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から当該年度中の当該各項の第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（第六項において「協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。

2 前項の規定は、別表第一の六に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 第八条の五第二項の規定により政令で定める物品で別表第一の品名の欄に規定する政令で定める数量の範囲内で輸入されるもの

二 関税率法別表第四〇二・一〇号の一及び二の(一)、第四〇二・二一〇号の一及び二の(一)、第四〇二・二九〇号並びに第四〇二・九九号の一の(一)及び二に掲げるミルク及びクリーム、同表第四〇三・九〇号の一に掲げる凝固したミルク及びクリーム等、同表第四〇四・一〇号の一に掲げるホエイ及び調製ホエイ並びに同表第四〇四・五〇一・一〇号、第四〇四・五〇二・一〇号及び第四〇四・五〇三・一〇号に掲げるミルクから得たバターその他の油脂及びディリースプレッドのうち、独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第十三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの

三 関税率法別表第一〇〇一・一〇号、第一〇〇一・一九号、第一〇〇一・九一〇号及び第一〇〇一・九九号に掲げる小麦及びメスリン、同表第一〇〇三・一〇号及び第一〇〇三・

九〇号に掲げる大麦及び裸麦、同表第一〇〇八・六〇号の二に掲げるライ小麦、同表第一〇〇一・〇〇号に掲げる小麦粉及びメスリン粉、同表第一〇〇二・九〇号の一及び二に掲げる大麦粉、裸麦粉及びライ小麦粉、同表第一〇〇三・一〇号、第一〇〇三・一九号の一及び二、第一〇〇三・二〇号の一、四及び五に掲げるひき割り穀物等、同表第一〇〇四・

一九号の一及び三並びに第一〇〇四・二九号の一及び三に掲げる加工穀物、同表第一〇〇八・一〇号に掲げる小麦でん粉、同表第一〇〇一・二〇号の一の(一)のB、C及びDの(a)並びに第一〇〇一・九〇号の一の(一)のB、C及びDの(a)に掲げる穀粉等の調製食品、同表第一〇〇四・一〇号の二の(一)及び(二)、第一〇〇四・二〇号の二の(一)及び(二)、第一〇〇四・

三〇号並びに第一〇〇四・九〇号の二及び三に掲げる穀物等の調製食品並びに同表第二一〇六・九〇号の二の(一)のBに掲げる調製食品のうち、政府が主要食糧の需給及び価格の安定に關する法律（平成六年法律第百十三号）第四十二条の規定により輸入するもの、同法第四十三条の規定による連名による申込みに応じて行つた政府の買入れ及び売渡しの

係る表等として輸入されるもの並びに同法第四十五条第一項第三号に規定する政令で定める表等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

四 関税率法別表第一〇〇六・一〇号、第一〇〇六・二〇号、第一〇〇六・三〇号及び第一

一〇〇六・四〇号に掲げる米、同表第一〇〇二・九〇号の三に掲げる米粉、同表第一〇〇三・一九号の二及び第一〇〇三・二〇号の三の(一)に掲げるひき割り穀物等、同表第一〇〇四・一九号の二の(一)及び第一〇〇四・二九号の二に掲げる加工穀物、同表第一〇〇一・二〇号の一の(一)のA及び(二)並びに第一〇〇一・九〇号の一の(一)のA及び(二)に掲げる穀粉等の

調製食品、同表第一〇〇四・一〇号の二の(一)、第一〇〇四・二〇号の二の(一)及び第一〇〇四・九〇号の一に掲げる穀物等の調製食品並びに同表第二一〇六・九〇号の二の(一)のAに掲げる調製食品のうち、政府が主要食糧の需給及び価格の安定に關する法律第三十

条の規定により輸入するもの、同法第三十一条の規定による連名による申込みに応じて行つた政府の買入れ及び売渡しの係る米穀等として輸入されるもの、同法第三十四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第四十九条第一項の規定により政府が貸付けを行つた米穀（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の返還に係るもの

五 関税率法第九条第一項第二号（緊急関税等）の規定による措置その他の世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に關する一般協定（第七条の六第四項第二号において「一般協定」という。）第十九条一（特定の貨物の

輸入に対する緊急措置)の規定及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aのセーフガードに関する協定(第七条の六第四項第二号において「セーフガード協定」という。)による措置がとられている物品

六 発動日前において本邦に向けて送り出された物品であることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの

3 第一項に規定する場合に該当することとなつた別表第一の六に掲げる物品について、当該物品の輸入の動向その他の事情からみて、その輸入がこれと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に損害を与えるおそれがないと認めるときは、政令で定めるところにより、物品及び期間を指定し、当該指定された期間内に輸入される当該指定された物品について、同項の規定の適用を停止することができる。

4 第一項に規定する輸入基準数量は、別表第一の六に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した数量として、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出して得た数量とする。ただし、その算出して得た数量が当該年度の初日の属する年の前年(同表の一五の項から一九の項までに掲げる物品にあつては、当該年度の初日の属する年の前々年の十月一日からその翌年の九月三十日までの期間。以下この項及び次項において単に「前年」という。)までの過去三年間における各年(同表の一五の項から一九の項までに掲げる物品にあつては、毎年十月一日からその翌年の九月三十日までの各期間。第一号において同じ。)の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量(以下この項及び次項において「平均輸入数量」という。)に百分の百五を乗じて得た数量とする。

一 平均輸入数量が前年までの過去三年間における各年の国内消費量を合計したものの三分の一に相当する数量(次号及び第三号において「平均国内消費量」という。)に百分の十を乗じて得た数量以下の場合平均輸入数量に百分の百一五の項から一九の項までに掲げる物品にあっては、当該年度の初日の属する年の三年前の十月一日からその翌年の九月三十日までの期間。以下この項において単に「前年」という。)の国内消費量を控除して得た数量を加算して得た数量(前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量が加算されるときは、平均輸入数量に百分の百二十五を乗じて得た数量から当該控除しきれない数量を控除して得た数量)

二 平均輸入数量が平均国内消費量に百分の十を乗じて得た数量を超え、百分の三十を乗じて得た数量以下の場合 平均輸入数量に百分の百十を乗じて得た数量に、前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量を加算して得た数量(前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除しきれない数量があるときは、平均輸入数量に百分の百十を乗じて得た数量から当該控除しきれない数量を控除して得た数量)

三 平均輸入数量が平均国内消費量に百分の三十を乗じて得た数量を超える場合 平均輸入数量に百分の百五を乗じて得た数量に、前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量を加算して得た数量(前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量が加算されるときは、平均輸入数量に百分の百五を乗じて得た数量から当該控除しきれない数量を控除して得た数量)

5 前項の規定により第一項に規定する輸入基準数量を算出するに当たり、別表第一の六の各項のうち前年までの過去三年間における国内消費量が不明な物品を含む場合には、当該国内消費量が不明な物品を含む項に係る輸入基準数量は、その項の平均輸入数量に百分の百二十五を乗じて得た数量とする。

6 前二項の規定は、第一項ただし書に規定する協定対象外輸入基準数量を算出する場合につ

いて準用する。この場合において、第四項中「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごと」とあるのは「飼料用表を含む別表第一の六の項に掲げる物品の輸入数量(飼料用表であつてオーストラリアを原産地とするもの(第一号において「オーストラリア産飼料用表」という。))に係る輸入数量(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から一年を経過した日(以下「一年経過日」という。))前の期間に係るものに限り、及び第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量(一年経過日以後の期間に係るものに限る。))を除く。以下この項において同じ。))をこれらの項ごと」と、同項第一号中「各年の国内消費量」とあるのは「各年の国内消費量(オーストラリア産飼料用表の輸入数量(一年経過日以前の期間に係るものに限る。))と第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量(一年経過日以後の期間に係るものに限る。))との合計数量に相当する数量を除く。以下この項及び次項において同じ。))と、前項中「別表第一の六の各項」とあるのは「飼料用表を含む別表第一の六の項」と読み替えるものとする。

7 第一項及び第四項(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))に規定する輸入数量は、関税法第百二条第一項第一号(証明書類の交付及び統計の閲覧等)の統計の数値又は当該統計の作成方法を基準として、第四項に規定する国内消費量は、政令で定める統計の数値又は当該統計の作成方法を基準として、それぞれ政令で定めるところにより算出するものとする。

8 財務大臣は、別表第一の六に掲げる物品については、当該年度の初日から毎月末までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量(平成二十九年年度においては、飼料用表を含む項にあっては、当該年度の初日から毎月末までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から当該年度の初日から毎月末までの当該各項の第九号の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用表の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量)を翌月末日までに、当該年度の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合(平成二十九年年度においては、飼料用表を含む項にあっては、第一項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。))には、当該輸入基準数量を超えた各項に係る物品についての発動日をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

(課税価格が発動基準価格を下回つた場合の特別緊急関税)

第七条の四 平成七年度から平成二十九年年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格(数量を課税標準として関税を課する物品にあっては、関税率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。))が発動基準価格(昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示する価格をいう。以下この項及び別表第一の七において同じ。))を下回るものに課する関税の額は、同法第三条(課税標準及び税率)の規定又は第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

- 一 発動基準価格と課税価格との差額が発動基準価格に百分の十を乗じて得た金額を超え、百分の四十を乗じて得た金額以下の場合 $\text{発動基準価格} \times 0.1$
- 二 発動基準価格と課税価格との差額が発動基準価格に百分の四十を乗じて得た金額を超え、百分の六十を乗じて得た金額以下の場合 $\text{加算される税額} = (\text{発動基準価格} \times 0.6 - \text{課税価格}) \times 0.5 + \text{発動基準価格} \times 0.09$

三 発動基準価格と課税価格との差額が発動基準価格に百分の六十を乗じて得た金額を
超え、百分の七十五を乗じて得た金額以下の場合 $加算される税額 = (発動基準価格 \times$
 $0.4 - 課税価格) \times 0.7 + 課税価格 \times 0.19$

四 発動基準価格と課税価格との差額が発動基準価格に百分の七十五を乗じて得た金額を
超え、た金額を超える場合 $加算される税額 = (課税価格 \times 0.25 - 課税価格 \times$
 $0.9 + 課税価格 \times 0.295$

2 前項の規定は、別表第一の七に掲げる物品が前条第二項第一号から第五号までの各号のい
ずれかに該当する場合又は同条の規定により加算された関税が課されている物品である場合
には、適用しない。

3 別表第一の七に掲げる物品のうち、当該物品の輸入の動向その他の事情からみて、その輸
入がこれと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に關する本邦の産業に損害を与
えるおそれがないと認められるものがあるときは、政令で定めるところにより、物品及び期
間を指定し、当該指定された期間内に輸入される当該指定された物品について、第一項の規
定の適用を停止することができる。

(生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置)
第七条の五 平成七年度から平成二十九年度までの各年度において、関稅定率法別表第〇二・
〇一項に掲げる牛肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)(以下この条において「生鮮
等牛肉」という。)(又は同表第〇二・〇二項に掲げる牛肉(冷凍したものに限る。)(以下こ
の条において「冷凍牛肉」という。))について、それぞれ次の各号に掲げる場合に該当する場
合には、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する
関税の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同表に定め
る税率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の
末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度の初日から同年度の
当該年度の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量(平成二十九
年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年
度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計し
たものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とす
る。)(に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量(第三
項において「第一号に係る輸入基準数量」という。))を超えた場合(平成二十九年度にお
いては、当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する
各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量(経済上の連携に關する日本国とオ
ーストラリアとの間の協定(第七条の八及び第九条の二)において「オーストラリア協定」
という。))の規定に基づきオーストラリアの原産品とされるものであることを政令で定め
るところにより税関長が認めたもの(第七条の八第一項において「オーストラリア原産品」
という。))に係る輸入数量との合計数量及び第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受け
るものに係る輸入数量を除く。以下この項及び第三項において「協定対象外輸入数量」と
いう。が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの
協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示
する数量(第三項において「第一号に係る協定対象外輸入基準数量」という。))を超えた
場合に限る。その超えることとなつた月の属する四半期の初日(その超え
ることとなつた月が六月、九月又は十一月であるときは、当該超えることとなつた月の
翌々の初日。同項において「第一号に係る発動日」という。))から当該年度の末日まで
二 当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度における生鮮等

牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量(平成二十九年度においては、当該数量が平成十四年度及び
平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二
分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。)(に百分
の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量(第三項において
「第二号に係る輸入基準数量」という。))を超えた場合(平成二十七年において、当
該年度中の協定対象外輸入数量が、当該年度の前年度における協定対象外輸入数量に百分
の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量(同項において「第
二号に係る協定対象外輸入基準数量」という。))を超えた場合(同項において「第
二号に係る協定対象外輸入基準数量」という。))から同年度の五月一日。同項にお
いて「第二号に係る発動日」という。))から同年度の第一四半期の末日まで

2 第七条の三第七項の規定は、前項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を算出す
る場合について準用する。

3 財務大臣は、当該年度の初日から毎月末までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を翌
月末日までに、当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量(平成二十九年度におい
ては、各輸入数量及び各協定対象外輸入数量)が第一号に係る輸入基準数量を超えた場合(平
成二十九年度においては、当該年度中の協定対象外輸入数量が第一号に係る協定対象外輸
入基準数量を超えた場合に限る。)(又は第二号に係る輸入基準数量を超えた場合(平成二十九
年度においては、当該協定対象外輸入数量が第二号に係る協定対象外輸入基準数量を超え
た場合に限る。))には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日をその超えるこ
となつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

(生きてゐる豚及び豚肉に係る関税の緊急措置)
第七条の六 平成七年度から平成二十九年度までの各年度において、関稅定率法別表第〇一〇
三・九二号に掲げる豚(生きてゐるものに限る。)(以下この条並びに別表第一の三の二及び
第一の八において「生きてゐる豚」という。))並びに同法別表第〇二〇三・一一号の二、第〇
二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二二号の二、第〇二〇三・二
二号の二及び第〇二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第〇二〇六・三〇号の二の(□)及
び第〇二〇六・四九号の二の(□)に掲げる豚のくず肉、同表第〇二〇一・一一号、第〇二〇一
・一二号、第〇二〇一・一九号及び第〇二〇一・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表
第一六〇二・四一〇号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の(□)に掲げ
るハム及びベーコン等(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」
という。))について、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生きてゐる豚及び豚肉等
のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第八条の二第一項若
しくは又は第三項の規定にかかわらず、別表第一の三第〇一〇三・九二号の(1)中「同表第一
第一号」とあるのは「同表第一第二号」と、同表第〇二〇三・一一号の二の(1)中「同表第
二第一号」とあるのは「同表第二第二号」と、同表第〇二〇三・一二号の二の(1)中「同
表第三第一号」とあるのは「同表第三第二号」と、同表第〇二〇一・一一号の(1)中「同
表第四第一号」とあるのは「同表第四第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率
とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の
末日までの豚肉等の輸入数量(第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る
輸入数量を除く。以下この条において同じ。))が、当該年度の前年度までの過去三年度に
おける各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの豚肉等の輸入数
量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあ
らかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合、その超えることとなつた月の属する四

半期の翌四半期の初日(その超えることとなつた月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなつた月の翌々月の初日。第七項において「第二号に係る発動日」という。)から当該年度の末日まで。

2 当該年度中の豚肉等の輸入数量が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の豚肉等の輸入数量(第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。)を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合、当該年度の翌年度の初日(その超えることとなつた月が三月であるときは、同年度の五月一日。第七項において「第二号に係る発動日」という。)から同年度の第一四半期の末日まで。

3 第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。
第一項第一号又は第二号に規定する場合には、当該年度の生きている豚及び豚肉等の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量(第五項及び第七項において「輸入基準数量」という。)を超えた場合には、生きている豚及び豚肉等のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日(第四項第一号及び第七項において「第二項に係る発動日」という。)から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二号又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。

4 前二項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。
一 輸入に係る生きている豚及び豚肉等が第二項に係る発動日又は重複期間の開始の日(第一項第一号又は第二号に規定する場合に該当している場合において第二項に規定する場合に該当することとなつた場合の重複期間の開始の日に限る。)前において本邦に向けて送り出されたものであることを政令で定めるところにより税関長が認めた場合
二 生きている豚及び豚肉等について関稅定率法第九條第一項第二号(緊急關稅等)の規定による措置その他の一般協定第十九條一(特定の貨物の輸入に対する緊急措置)の規定及びセーフガード協定による措置がとられている場合

5 第七條の三第四項の規定は、第二項に規定する輸入基準數量を算出する場合について準用する。この場合において、同條第四項中「輸入數量を」とあるのは「輸入數量(第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入數量を除く。)」を」と、同項各号中「国内消費量」とあるのは「国内消費量(第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入數量に相当する數量を除く。)」と読み替えるものとする。

6 第七條の三第六項の規定は、第一項若しくは第二項に規定する輸入數量又は前項において準用する同條第四項に規定する国内消費量を算出する場合について準用する。
7 財務大臣は、平成七年度から平成二十九年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入數量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入數量を翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入數量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する數量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日(第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日)をその超えることとな

つた月の翌月末日までに、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入數量が当該年度の輸入基準數量を超えた場合には、その旨及び第二項に係る発動日(第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日)をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

(経済連携協定に基づく関税の緊急措置)

7 経済連携協定(世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条8(b)に規定する自由貿易地域を設定するための措置その他貿易の自由化、投資の円滑化等の措置を総合的に講ずることにより我が国と我が国以外の締約国(固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。)との間の経済上の連携を強化する条約その他の国際約束であつて、その適確な実施を確保するためこの法律に基づく措置を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)に基づく関税の譲許(以下この条において単に「譲許」という。)による特定の種類の貨物(当該経済連携協定の規定に基づき譲許の便益の適用を受けるものに限る。)の輸入の増加の事実(第六項及び第七項において「特定貨物の輸入増加の事実」という。)があり、当該貨物の輸入の増加が重要な原因となつて、これと同種の貨物その他用途が直接競争する貨物の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実(第八項において「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。)がある場合において、国民経済上緊急が必要であると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間を指定し、次の措置をとることができる。
一 指定された貨物について当該経済連携協定に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の數量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする。

二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の數量若しくは額を超えるものにつき、関稅定率法別表に定める税率(第二条の税率の適用があるときは、その適用される税率)及び協定税率のうちいずれか低いもの(以下「実税率」という。)の範囲内において関税率を引き上げること。
三 前項の規定による措置がとられている場合において、特別の理由により必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、同項の規定により指定された期間を延長することができる。

4 特定の貨物につき第一項の規定による措置をとる場合又はかつた場合には、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、当該貨物以外の貨物で譲許がされているものにつきその譲許を修正し、又は譲許がされていないものにつき新たに譲許をし、その修正又は譲許をした後の税率を適用することができる。

5 経済連携協定の我が国以外の締約国(第十二条の二において「協定締約国」という。)において当該経済連携協定の規定に基づき関税の緊急措置(次項において「我が国以外の締約国の緊急措置」という。)がとられた場合には、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき譲許の適用を停止し、実税率の範囲内の税率による関税を課することができる。
前二項の規定による措置は、それぞれその効果が第一項の規定による措置の補償又は我が

国以外の締約国の緊急措置に対する対抗措置として必要な限度を超えず、かつ、その国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするような配慮のもとに行わなければならない。

6 政府は、特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

7 政府は、前項の調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、十分な証拠により、特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することができ、国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間を指定し、次の措置をとることができる。

一 指定された貨物について当該経済連携協定に基づき更なる関税率の引下げを行うものとしてされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする。

二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、実行税率の範囲内において関税率を引き上げること。

8 政府は、第六項の調査が終了したときは、第一項の規定による措置をとる場合を除き、前項の規定により課された関税を速やかに還付しなければならない。同項の規定により課された関税の額が、同項の規定による措置がとられていた期間内に輸入される同項の規定により指定された貨物につき、第一項の規定により関税が課されるものとした場合に課される関税の額を超える場合における当該超える部分の関税についても、同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(オーストラリア協定に基づく関税の譲許の適用の停止)

第七条の八 第七条の五第一項に規定する生鮮等牛肉(オーストラリア原産品に限る。以下この条において同じ。)(又は同項に規定する冷凍牛肉(オーストラリア原産品に限る。以下この条において同じ。))について、その年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量がオーストラリア協定に定められた一定の数量(第四項において「輸入基準数量」という。)を超えた場合には、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうちその超えることとなった月の翌々月の初日(以下この条において「発動日」という。)(から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、発動日における実行税率、オーストラリア協定の効力発生の日の前日における実行税率及びオーストラリア協定に定められた基準税率のうち最も低いものとする。

2 前項の規定は、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉が発動日前において本邦に向けて送り出された物品であることを政令で定めるところにより税関長が認めたものについては、適用しない。

3 第七条の三第七項の規定は、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を算出する場合について準用する。

4 財務大臣は、その年度の初日から毎月末までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を翌月末日まで、当該年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が輸入基準数量を超えた場合においては、その旨及び発動日をその超えることとなった月の翌月末日まで、それぞれ官報で告示するものとする。

(加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税)

第八条 加工又は組立てのため、平成三十二年三月三十一日までに本邦から輸出された貨物を原料又は材料とした次に掲げる製品(関税定率法別表に定める税率が無税とされているもの

を除く。)で、その輸出の許可の日から一年(一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間)以内に輸入されるものについては、政令で定めるところにより、当該製品の関税の額に、当該輸出された貨物が輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の課税価格に相当するものとして政令で定めるところにより算出する価格の当該製品の課税価格に対する割合を乗じて算出した額の範囲内において、その関税を軽減することができる。

一 関税定率法別表第四二・〇二項に該当する製品のうち外面が革製又はコンポジションレザー製のものと並び同表第四二・〇三項に該当する製品のうち野球用のグローブ及びミット以外のもの(これらの製品のうち、本邦から輸出された政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限るものとし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。)

二 関税定率法別表第五十七類及び第六十一類から第六十三類までに該当する製品(本邦から輸出された政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限るものとし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。)

三 関税定率法別表第六四〇六・一〇号の一に該当する製品のうち甲(本邦から輸出された政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限るものとし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。)

2 次条第一項又は第三項の規定の適用を受ける物品については、前項の規定は、適用しない。(特恵関税等)

第八条の二 経済が開発の途上にある国(固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。)であつて、関税について特別の便益を受けることを希望するものうち、当該便益を与えることが適当であるものとして政令で定めるもの(只下「特恵受益国等」という。)を原産地とする次の各号に掲げる物品で、平成三十三年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

一 関税定率法別表第一類から第二十四類までに該当する物品のうち別表第二に掲げるもの同表に定める税率

二 関税定率法別表第二十五類から第七十六類まで及び第七十八類から第九十七類までに該当する物品のうち別表第三に掲げるもの(同法別表(別表第一に掲げる物品にあつては、同表)に定める税率が無税とされているものを除く。)(同法別表に定める税率(別表第一に掲げる物品にあつては、同表に定める税率)及び協定税率のうちいずれか低いものに別表第三に定める係数を乗じて得た税率

三 関税定率法別表第二十五類から第七十六類まで及び第七十八類から第九十七類までに該当する物品のうち別表第三、第四及び第五に掲げる物品以外のもの(同法別表(別表第一(A)に掲げる物品にあつては、同表)に定める税率が無税とされているものを除く。)(無税

2 前条の規定にかかわらず、一の特恵受益国等を原産地とする同項各号に掲げる物品で同項に定める日までに輸入されるものうち、当該一の特恵受益国等を原産地とする物品の有する国際競争力の程度その他の事情を勘案して同項の規定による関税についての便益を与えることが適当でないこと認められるものがある場合においては、政令で定めるところにより、当該物品の原産地である特恵受益国等及び当該物品を指定し、当該物品について同項の規定による関税についての便益を与えないことができる。

3 特恵受益国等のうち、国際連合総会の決議により後発開発途上国とされている国で特恵関税(第一項の規定により課される関税をいう。)について特別の便益を与えることが適当であるものとして政令で定める国(次条において「特別特恵受益国」という。)を原産地とする別

表第五に掲げる物品以外のもの（関稅定率法別表（別表第一に掲げる物品にあつては、同表及び同項第一号に定める税率が無税とされている物品並びに同項第三号に掲げる物品を除く。）で、同項に定める日までに輸入されるものに課する關稅の率は、第二号又は同項第一号若しくは第二号の規定にかかわらず、無税とする。

4 第一号又は前項の規定の適用を受ける物品の原産地の確認その他これらの規定の適用に關し必要な事項は政令で定める。

（特惠關稅の適用の停止）

第八條の三 特惠受益国等（特別特惠受益国を除く。）を原産地とする前条第一号各号に掲げる物品の輸入が同項各号に定める税率の適用により増加し、その輸入が、これと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に關する本邦の産業に損害を与え、又は与えるおそれがあり、当該産業を保護するため緊急に必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、物品及び期間並びに必要があるときは国又は地域を指定し、同項の規定の適用を停止することができる。

2 前項の規定は、特別特惠受益国を原産地とする別表第五に掲げる物品以外のもの（関稅定率法別表（別表第一に掲げる物品にあつては、同表）に定める税率が無税とされているものを除く。）について準用する。この場合において、前項中「同項各号に定める税率」とあるのは「前条第一号又は第三項の規定による税率」と、同項中「同項の規定」とあるのは「同条第一号又は第三項の規定」と読み替へるものとし、前条第三項の規定の適用を受ける物品につき、その適用を停止するときは、当該物品については、同条第一項の規定の適用はないものとする。

第八條の四 削除

（暫定税率の適用を受ける物品に対する特殊關稅制度の適用）

第八條の五 第二号及び第八條の二に規定する物品に對する關稅定率法第六條第一項若しくは第二項、第七條第一項若しくは第三項、第八條第一項若しくは第二項又は第九條第一項、第四項若しくは第八項の規定の適用については、これらの中「別表の税率」とあるのは、「別表の税率（関稅暫定措置法第二條、第七條の三第一項、第七條の四第一項、第七條の六第二項若しくは第三項又は第八條の二第一項若しくは第三項の税率の適用があるときは、その適用される税率）」とする。

2 關稅定率法第九條の二の規定は、別表第一において税率が一定の數量を限度として定められてゐる物品のうち政令で定めるものについて準用する。

（經濟連携協定に基づく關稅割当制度）

第八條の六 經濟連携協定において關稅の讓許が一定の數量を限度として定められてゐる物品（次項に規定する物品を除く。）については、その讓許の便益は、当該一定の數量の範圍内において、当該物品の使用の実績及び見込みその他國民經濟上の必要な考慮に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた數量の範圍内で輸入するものに適用する。

2 經濟連携協定において關稅の讓許が一定の數量を限度として定められてゐる物品のうち輸出（固有の關稅及び貿易に關する制度を有する地域を含む。）が発給する證明書に基づき輸入国が割当てを行うこととされているものについては、その讓許の便益は、当該一定の數量の範圍内において、当該經濟連携協定の我が国以外の締約国が発給する證明書に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた數量の範圍内で輸入するものに適用する。

3 前二項の割当ての方法、割当てを受ける手続その他前二項の規定の適用に關して必要な事項は、政令で定める。

（輕減税率等の適用手続）

第九條 別表第一に掲げる物品のうち、同表において特定の用途に供するものであることを要件として、当該物品に係る当該用途に供することを要件としない税率よりも低い税率（以下

「輕減税率」という。）が定められてゐるもので政令で定めるものについて、輕減税率の適用を受けようとする者は、政令で定める手続をしなければならない。

2 經濟連携協定において關稅の讓許が特定の用途に供するものであることを要件としてゐる物品で政令で定めるものについて、その讓許の便益の適用を受けようとする者は、政令で定める手続をしなければならない。

（オーストラリア協定に基づく製造用原料品に係る讓許の便益の適用）

第九條の二 オーストラリア協定の規定に基づく關稅の讓許（以下この条において単に「讓許」という。）が關稅の監督の下で飼料の原料として使用されるものであることを要件としてゐる物品のうち、次の各号に掲げる原料品が輸入され、その輸入の許可の日から一年以内に、税關長の承認を受けた製造工場で当該各号に規定する製造が終了するものについては、政令で定めるところにより、讓許の便益を適用する。一 飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するための關稅定率法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品二 飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するための關稅定率法別表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品

2 税關長は、オーストラリア協定又はこの法律若しくは關稅法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、前項の承認をしなければならない。

3 第一項の規定により讓許の便益の適用を受ける場合においては、税關長は、税關の監督の下で飼料の原料として使用することを要件としない税率により計算した關稅の額と讓許の便益による税率により計算した關稅の額との差額に相当する担保を提供させることができる。

4 第一項各号に規定する製造を行うに際しては、税關長が同項の規定により讓許の便益の適用を受けた原料品（以下この条において「製造用原料品」という。）による製造の確認に支障がないと認めて承認した場合を除くほか、製造用原料品にこれと同種の他の原料品を混じて使用してはならない。

5 製造用原料品による製造が終了したときは、当該製造をした者は、政令で定めるところにより、使用した製造用原料品及びその製品の數量を税關に届け出て、その都度又は随時、その製品について検査を受けなければならない。

6 第一項各号に掲げる製造用原料品は、その輸入の許可の日から一年以内に、当該各号に規定する製造に使用する用途以外の用途に供し、又は当該各号に規定する製造に使用する用途以外の用途に供するため讓渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税關長の承認を受けたときは、この限りでない。

7 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に該当することとなつた者から、關稅の監督の下で飼料の原料として使用することを要件としない税率により計算した關稅の額と讓許の便益による税率により計算した關稅の額との差額に相当する額の關稅を、直ちに徴収する。ただし、製造用原料品又はその製品が災害その他やむを得ない理由により亡失した場合又は税關長の承認を受けて滅却された場合には、その關稅を徴収しないこととし、前項ただし書の承認を受けた製造用原料品につき変質、損傷その他やむを得ない理由による価値の減少があつた場合には、關稅定率法第十條第一項（変質、損傷等の場合の減税又は戻し税等）の規定に準じてその關稅を輕減することができる。

一 第一項各号に掲げる製造用原料品について前項ただし書の承認を受けたとき、若しくは当該承認を受けない製造用原料品を当該各号に規定する製造に使用する用途以外の用途に供し、若しくは当該各号に規定する製造に使用する用途以外の用途に供するため讓渡したとき、又はその輸入の許可の日から一年以内に第五項の規定による届出をせず、若しくはその製造を終えなかつたとき。

二 第一項の規定により税關長の承認を受けた製造工場以外の場所で製造用原料品を製造に供し、又は第四項の規定に違反してこれを使用したとき。

8 第一項の規定により製造工場の承認を受けた者は、当該製造工場の延べ面積、承認の期間及び当該製造工場に係る税関の事務の種類を基準として政令で定める額の手数料を、政令で定めるところにより、税関に納付しなければならない。

(用途外使用等の制限)

第十条 第四条の規定により関税の免除を受け、又は第九条第一項の軽減税率若しくは同条第二項の譲許の便益の適用を受けた物品は、その輸入の許可の日から二年以内に、その免除を受け、若しくは軽減税率若しくは譲許の便益の適用を受けた用途以外の用途に供し、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

(用途外使用等の承認があつた場合の関税の徴収)

第十一条 前条ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで同条の物品を同条に規定する用途以外の用途に供し、若しくはその用途以外の用途に供するため譲渡したときは、これらの場合に該当することとなつた者から、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額の関税を直ちに徴収する。この場合において、当該承認を受けた物品につき使用による減耗、変質その他やむを得ない理由による価値の減少があつたときは、関税率法第十条第一項(変質又は損傷による減税)の規定に準じてその関税を軽減することができる。

一 第四条の規定により関税の免除を受けた物品については、その免除を受けた額

二 第九条第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受けた物品については、特定の用途に供することを要件としない税率により計算した関税の額と又は当該譲許の便益による税率により計算した関税の額との差額

(関税の免除等を受けた物品の転用)

第十二条 関税率法第二十条の三(関税の軽減、免除等を受けた物品の転用)の規定は、第四条の規定により関税の免除を受け、又は第九条第一項の軽減税率若しくは同条第二項若しくは第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受けた物品が、その免除を受け、若しくは軽減税率若しくは譲許の便益の適用を受けた用途以外の用途に供され、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡される場合について準用する。

(経済連携協定に基づく締約国原産品であることの確認)

第十二条の二 税関長は、輸入申告がされた貨物について、経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益を適用する場合において、当該貨物が当該経済連携協定の規定に基づき協定締約国の原産品とされるもの(以下この項において「締約国原産品」という。)であるかどうかの確認をするために必要があるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、次に掲げる方法によりその確認をすることができる。

一 当該貨物を輸入する者に対し、当該貨物が締約国原産品であることを明らかにする資料の提供を求める方法

二 協定締約国の権限ある当局(協定締約国から輸出される貨物が締約国原産品であることを証明する書類の発給又は当該書類の作成をすることができる者の認定に關して権限を有する機関をいう。第四号において同じ。)、協定締約国の税関当局(関税法、関税率法その他の関税に關する法律に相當する協定締約国の法令を執行する当局をいう。)又は当該貨物の輸出者若しくは生産者に対し、当該貨物について質問し、又は当該貨物が締約国原産品であることを明らかにする資料の提供を求める方法

三 その職員に、当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において、その者の同意を得て、実地に書類その他の物件を調査させる方法

四 協定締約国の権限ある当局に対し、当該協定締約国の権限ある当局が当該貨物の輸出者

又は生産者の事務所その他の必要な場所において行う検査に、その者の同意を得て、我が国の税関職員を立ち会わせ、及び当該検査において収集した資料を提供することを求める方法

五 その他当該経済連携協定に定める方法

2 前項第二号の質問又は求めは、当該質問又は求めを受けた者が当該質問に対する回答又は当該求めに係る資料の提供をすべき相当の期間を定めて、書面をもつてするものとする。

3 税関長は、その職員に第一項第三号の調査をさせようとするときは、協定締約国が当該調査に同意するかどうかを回答すべき相当の期間を定めて、書面によりその旨を通知するものとする。

4 第一項第四号の求めは、協定締約国が当該求めに応ずるかどうかを回答すべき相当の期間を定めて、書面をもつてするものとする。

5 税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けようとする貨物について、当該経済連携協定の規定に基づき、当該譲許の便益を与えないことができる。

一 当該貨物が当該譲許の便益の適用を受けるための要件を満たしていないとき。

二 当該貨物を輸入する者が当該譲許の便益の適用を受けるために必要な手続をとらないとき。

三 第一項第二号の質問又は求めを行った場合において、当該質問又は求めを受けた者が、第二項の規定により定めた期間内に、当該質問に対する回答若しくは当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該質問に対する回答若しくは当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。

四 第三項の通知をした場合において、協定締約国又は当該通知に係る貨物の輸出者若しくは生産者が第一項第三号の調査を拒んだとき、又は第三項の規定により定めた期間内に当該通知に対する回答をしないとき。

五 第一項第四号の求めを行った場合において、協定締約国が、当該求めを拒んだとき、前項の規定により定めた期間内に当該求めに対する回答をしないとき、当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。

六 その他経済連携協定に定める事項に該当するとき。

6 税関長は、第一項の規定による確認をしたときは、当該経済連携協定の規定に基づき、その結果の内容(その理由を含む。)を当該確認の相手方となつた者(当該経済連携協定に定める者に限る。)に通知するものとする。

(国際物流拠点産業集積地域に係る課税物件の確定に関する特例)

第十三条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第四十五条第二項(指定保税地域等)の規定により許可を受けた総合保税地域又は同条第三項の規定により許可を受けた保税工場(同法第四十三条第一項(国際物流拠点産業集積地域における事業の認定)の認定(同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。))を受けた者がした関税法第六十一条の五第一項(保税工場の許可の特例)の規定による届出により同条第二項の規定により同法第五十六条第一項(保税工場の許可)の許可を受けたものとみなされる場所で、当該認定に係る事業の用に供する沖縄振興特別措置法第四十二条第一項(国際物流拠点産業集積計画の実施状況の報告等)に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた同法第四十一条第二項第二号(国際物流拠点産業集積計画の作成等)に規定する国際物流拠点産業集積地域の区域内にある土地又は施設に係るものを含む。)における関税法第五十六条第一項に規定する保税作業による製品である外国貨物が平成三十一年三月三十一日までに輸入される場合において、同法第七條第二項(申告)の規定により提出される輸入申告書又は同法第七條の二第一項(申

告の特例)に規定する特例申告書に、当該貨物に係る関税の確定について同法第四条第一項本文(課税物件の確定の時期)の規定の適用を受けた旨の記載があるときは、当該貨物に係る関税の確定については、同項第二号に係る同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定を適用する。

2 前項の規定は、本邦の産業に対する影響等を考慮して同項の規定を適用することを適当としない貨物として政令で定める貨物については、適用しない。

(沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除)

第十四条 沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ出域をする旅客が、個人的用途に供するため、政令で定める金額の範囲内で、政令で定めるところにより税関長の承認を受けた小売業者から沖縄振興特別措置法第二十六条(輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除)に規定する旅客ターミナル施設等において購入した物品又は当該小売業者から同条に規定する特定販売施設において購入し当該旅客ターミナル施設等において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客ターミナル施設等において輸入するもの(当該出域の際に携帯して移出するものに限り)については、平成三十二年三月三十一日までの間、その関税を免除する。

2 前項の規定により関税の免除を受けた物品について、個人的用途以外の用途に供された場合又は同項に規定する出域の際に携帯して移出されなかつた場合には、同項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。

3 税関長は、第一項の承認を受けた小売業者が関税法その他関税に関する法令の規定に違反した場合には、その承認を取り消すことができる。

4 第一項の規定による関税の免除の手続その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(税関職員の特権)

第十五条 関税法第一百五十五条第一項第五号(税関職員の特権)の規定は、第四条の規定により関税を免除した場合又は第九条第一項の軽減税率若しくは同条第二項若しくは第九条の第二第一項の譲許の便宜を適用した場合について、準用する。この場合において、第八条の九第一項の規定に係る場合には、同号中「関税の軽減若しくは免除を受けた貨物」とあるのは、「軽減税率の適用を受けた貨物」と、同条第二項又は第九条の第二第一項の規定に係る場合には、同号中「関税の軽減若しくは免除を受けた貨物」とあるのは、「関税の譲許の便宜の適用を受けた貨物」と読み替へるものとする。

2 税関職員は、前項の規定により職務を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

一 第九条の二第六項の規定に違反して同項の製造用原料品を同項に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供する者

二 第十条の規定に違反して同条の物品を同条に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

第十五条第一項において準用する関税法第一百五十五条第一項第五号(製造用原料品等に係る税関職員の特権)の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務又は財産について、前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金を科する。

2 前項の規定により第十二条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(犯則事件の調査及び処分)

第十九条 関税法第十一章(犯則事件の調査及び処分)の規定は、前三条の犯則事件の調査及び処分について準用する。

附則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附則(昭和三十六年三月三十一日法律第二十七号)

1 この法律は、昭和三十六年六月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年四月一日から施行する。

附則(昭和三十七年三月三十一日法律第五十二号)

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附則(昭和三十八年三月三十一日法律第六十八号)

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中間税率法第十三条、第十七条第三項、第十七条の二第三項、第十八条及び第十九条の改正規定、第二条中間税率法第八条、第十一条及び第十七条の改正規定並びに同法に第十二条の二の規定を加える改正規定並びに第三条中間税率暫定措置法第七条第二項の改正規定は、昭和三十八年七月一日から施行する。

附則(昭和三十九年三月三十一日法律第三十一号)

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附則(昭和四〇年三月三十一日法律第三〇号)

1 この法律は、昭和四〇年四月一日から施行する。

附則(昭和四一年三月三十一日法律第三十八号)

この法律は、昭和四一年四月一日から施行する。

附則(昭和四二年三月三十一日法律第七号)

1 この法律は、昭和四二年四月一日から施行する。

附則(昭和四十二年五月二十七日法律第一号)

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

附則(昭和四三年三月三十一日法律第五号)

1 この法律は、昭和四三年四月一日から施行する。

附則(昭和四四年三月三十一日法律第七号)

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附則(昭和四五年三月二七日法律第五号)

この法律は、昭和四五年四月一日から施行する。

附則(昭和四五年四月二四日法律第三二号)

1 この法律は、昭和四五年五月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第二条中第七号の七の次に一条を加える改正規定

昭和四十五年七月一日

附則(昭和四六年三月三十一日法律第二六号)

1 この法律は、昭和四六年四月一日から施行する。ただし、第三条中次の各号に掲げる関税暫定措置法の改正規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第七条の七に一項を加える改正規定、第八条の二の改正規定(同条第二項の改正規定を

除く。)、同条を第八条の五とし、第八条の次に三条を加える改正規定及び別表の改正規定(別表第二から別表第四までに係る部分に限る。)

昭和四十六年十月一日までの間に政令で定める日

二 第七条の八第一項の改正規定(「三百円」を「五百円」に改める部分に限る。)

昭和四十六年十一月一日

附則(昭和四十七年三月三十一日法律第六号)抄

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法第六条の規定により関税の免除を受けた物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(昭和四十七年一月一日法律第一二五号)抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、同日から起算して十五日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(昭和四十八年三月三十一日法律第四号)

1 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(昭和四十九年三月三十一日法律第一八号)抄

第一条 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法(以下「旧暫定法」という。)

第二条、第七条第一項、第七条の三又は第七条の四第一項の規定により関税の免除を受けた物品については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧暫定法第七条第四項、第七条の四第三項又は第七条の五第一項の規定により関税の還付を受けることができる場合に該当することとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

3 旧暫定法第二条の機械類のうち政令で定めるもの(以下この項において「特定機械類」という。)

この場合において、同条及び同法第九条から第十一条までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、特定機械類のうち特別の事情のあるものとして政令で定めるものについては、同法第二条中「昭和五十年三月三十一日」とあるのは、「昭和五十八年三月三十一日」とする。

(罰則に対する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定により従前の例によることとされる物品又は関税の還付及びこの附則の規定によりなおその効力を有するものとされる旧定率法、旧暫定法又は旧関税法の規定に係る物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(昭和四十九年五月二十五日法律第五八号)抄

(施行期日)

昭和五十年三月三十一日法律第一七号

附則(昭和五〇年三月三十一日法律第一七号)

1 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法第八条第一項の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(昭和五一年一月九日法律第一号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日の翌日から施行する。

附則(昭和五一年三月三十一日法律第六号)

1 この法律は、昭和五一年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に関税暫定措置法第八条の七の軽減税率の適用を受けた改正前の同法別表第一一〇・〇五号の(1)の(i)に掲げる物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(昭和五二年三月三十一日法律第一二号)抄

1 この法律は、昭和五二年四月一日から施行する。

附則(昭和五三年三月四日法律第五号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第一条中関税率法別表の付表の改正規定(同付表第一号の第二欄の(2)のB及び(4)のDに掲げる物品の税率に係る部分に限る。)

及び第二条中関税暫定措置法別表第五の改正規定(同表の第二欄の(1)のD、(2)のB、(3)のG及び(4)のDに掲げる物品の税率に係る部分に限る。)

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第三十一号)第一条中酒税法第二十二条の改正規定が施行されることとなる日

二 第二条中関税暫定措置法第二条に一項を加える改正規定、同法第七条の五第一項の改正規定(「別表第一の三」を「別表第一の四」に改める部分に限る。)

同法第八条の二第一項第三号の改正規定、同法第八条の三の改正規定、同法第八条の六の改正規定及び同法別表第一の三を同法別表第一の四とし、同法別表第一の二の次に一表を加える改正規定この法律の公布の日

三 第二条中関税暫定措置法第七条第一項の改正規定(第二号に係る部分に限る。)

同法第七条第四項及び第七条の二第一項の改正規定、同法第七条の三第一項の改正規定並びに同法別表第一第二七・〇九号の改正規定(同号の(2)に係る部分に限る。)

及び同法別表第一第二七・〇一〇号の改正規定(同号の(1)の四のAの(1)及び(2)の(ii)、同号の(1)の四のBの(1)及び(2)の(i)並びに同号の(1)の四のCの(1)及び(2)の(i)に係る部分に限る。)

石油税法(昭和五十三年法律第二十五号)の施行により保稅地域から引き取られる原油並びに重油及び粗油について石油税が課されることとなる日

第二条略

昭和五十三年四月一日から附則第一条第一号に掲げる日の前日までの間においては、改正

第二条略

昭和五十三年四月一日から附則第一条第一号に掲げる日の前日までの間においては、改正

第二条略

昭和五十三年四月一日から附則第一条第一号に掲げる日の前日までの間においては、改正

第二条略

昭和五十三年四月一日から附則第一条第一号に掲げる日の前日までの間においては、改正

第二条略

昭和五十三年四月一日から附則第一条第一号に掲げる日の前日までの間においては、改正

第二条略

昭和五十三年四月一日から附則第一条第一号に掲げる日の前日までの間においては、改正

第二条略

昭和五十三年四月一日から附則第一条第一号に掲げる日の前日までの間においては、改正

第二条略

昭和五十三年四月一日から附則第一条第一号に掲げる日の前日までの間においては、改正

第二条略

昭和五十三年四月一日から附則第一条第一号に掲げる日の前日までの間においては、改正

第二条略

昭和五十三年四月一日から附則第一条第一号に掲げる日の前日までの間においては、改正

第二条略

昭和五十三年四月一日から附則第一条第一号に掲げる日の前日までの間においては、改正

第二条略

昭和五十三年四月一日から附則第一条第一号に掲げる日の前日までの間においては、改正

第二条略

昭和五十三年四月一日から附則第一条第一号に掲げる日の前日までの間においては、改正

後の関税暫定措置法（以下「新暫定法」という。）別表第五の第二欄の(1)のDに掲げる物品に係る税率は一リットルにつき一、六〇〇円と、同表の第二欄の(2)のBに掲げる物品に係る税率は一リットルにつき一、三〇〇円と、同表の第二欄の(3)のGに掲げる物品に係る税率は一リットルにつき一、六〇〇円と、同表の第二欄の(4)のDに掲げる物品に係る税率は一リットルにつき一、三七〇円として、新暫定法第八条の五の規定を適用する。

第三条 昭和五十三年四月一日から附則第一条第三号に掲げる日の前日までの間においては、新暫定法別表第一第二七・〇九号中「五三〇円」とあるのは「六四〇円」と、新暫定法第七条第一号又は第七条の三第一項第一号中「四百四十円」とあるのは「五百三十円」として、新暫定法第二条第一項又は第七条第一項第一号若しくは第七条の三第一項第一号の規定を適用する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法（以下「旧暫定法」という。）第七条第一項、第七条の三第一項若しくは第八条第一項の規定により関税の軽減を受けた物品又は旧暫定法第八条の七の軽減税率の適用を受けた旧暫定法別表第一第二七・一〇号の一の四に掲げる物品については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧暫定法第七条第四項、第七条の二第一項又は第七条の三第三項の規定により関税の還付を受けることができる場合に該当することとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

3 附則第一条第三号に掲げる日から三月以内（新暫定法第七条の二第一項の規定の適用を受ける者が関税暫定措置法の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第十二号）附則第四項に規定する同法による改正前の関税暫定措置法第七条の二第三項の規定の適用を受けた者である場合には四月以内）に新暫定法第七条第四項、第七条の二第一項又は第七条の三第三項の規定により関税の還付を受けることができる場合に該当することとなつた場合における関税の還付については、これらの規定中「五百三十円」とあるのは、「六百二十円」として、これらの規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為及び附則第五条第一項又は第二項の規定により従前の例によることとされる物品又は関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和五十四年三月九日法律第二号）

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法（以下「旧暫定法」という。）第七条第一項第一号又は第七条の三第一項の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧暫定法第七条第四項の規定により関税の還付を受けることができる場合に該当することとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為及び前二項の規定により従前の例によることとされる物品又は関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和五十五年三月三十一日法律第七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中関税率法第五条、第八条、第九条及び第十一条の改正規定、第二条中関税率法第五条、第六条の二第一項第二号、第十二条第七項第三号、第十四条第一項及び第七十二条の改正規定並びに第三条中関税暫定措置法第八条の六第一項の改正規定（第六条から第八条まで、第九条第一項）を「第六条、第七条、第八条第一項若しくは第二項、第九条第一項若しくは第二項」に改める部分に限る。千九百七十九年四月十二日ジュネーヴで作成された関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定が日本国について効力を生ずる日又は関税及び貿易に関する一般協定第六条、第十六条及び第二十三条の解釈及び適用に関する協定が日本国について効力を生ずる日のいずれか遅い日

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和五十六年三月三十一日法律第五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附則（昭和五十六年三月三十一日法律第九号）

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法第七条の四第一項第四号又は第八条第一項の規定により関税の免除又は軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和五十六年五月二十七日法律第五四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第五条 改正後の所得税法第二百四十四条第二項、法人税法第六百六十四条第二項、相続税法第七十一条第二項、酒税法第六十二条第二項、砂糖消費税法第三十九条第二項、揮発油税法第三十一条第二項、地方道路税法第十七条第二項、石油ガス税法第三十一条第二項、石油税法第二十七条第二項、物品税法第四十七条第二項、トランプ類税法第四十一条第二項、入場税法第二十八条第二項、取引所税法第二十条第二項、関税法第一百七十七条第六項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二十五条第二項の規定は、この法律の施行後にした所得税法第二百三十八条第一項、法人税法第五十九条第一項、相続税法第六十八条第一項、酒税法第五十四条第一項若しくは第二項若しくは第五十五条第一項、砂糖消費税法第三十五条第一項、揮発油税法第二十七条第一項、地方道路税法第十五条第一項、石油ガス税法第二十八条第一項、石油税法第二十四条第一項、物品税法第四十六条第一項、トランプ類税法第三十七条ノ二第一項若しくは第十八条後段、関税法第一百零九条第三項まで、関税暫定措置法第十二条第一項、沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十七条第一項又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二十三条第一項の違反行為について適用し、この法律の施行前にしたこれらの規定の違反行為については、なお従前の例による。

附則（昭和五十七年三月三十一日法律第九号）

1 (施行期日)
この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法第八条第一項の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(昭和五十八年三月三十一日法律第二二二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法第八条第一項の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

(関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法附則第三条第三項の規定により関税の免除を受けた物品については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条又は前条の規定によりなお従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(昭和五十八年五月二四日法律第五三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則(昭和五十九年三月三十一日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 施行日前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条の五第一項第二号の規定により関税の軽減又は免除を受けた物品については、なお従前の例による。

2 第三条の規定による改正前の関税暫定措置法別表第一の四に掲げる物品のうち、同条の規定による改正後の関税暫定措置法別表第一の四に掲げる物品に該当しないもので施行日前に輸出されたものに係る関税暫定措置法第八条第一項の規定による関税の軽減については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰金の適用については、なお従前の例による。

附則(昭和五十九年四月一三日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中酒税法第二十二條の改正規定並びに附則第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定は、昭和五十九年五月一日から施行する。

(罰則に係る経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(昭和五十九年八月一〇日法律第七一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十六条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(昭和六〇年三月三〇日法律第一〇号)

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法第七条の四第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(昭和六〇年二月二〇日法律第九六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法第八条の七の軽減税率の適用を受けた改正前の同法別表第一第二七・一〇号の(一)のCの(b)の(1)若しくは(2)、第二七・一一号の(2)の(i)、第三八・一九号の五の(三)の(1)又は第七八・〇一号の(一)のAに掲げる物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(昭和六一年三月三十一日法律第一五号)

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条第一項の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(昭和六二年三月三十一日法律第一三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。ただし、第二条中関税暫定措置法別表第三第七六・〇一号を削る改正規定は、昭和六十三年一月一日から施行する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条の五第一項第三号の規定により関税の軽減又は免除を受けた物品については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和六十二年六月二〇日法律第八〇号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、同条約が昭和六十三年一月一日に効力を生じない場合において、この法律を同日から施行したとしても関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約(次項において「品目表条約」という。)の締結政府としての義務に反しないときは、同日から施行する。

2 この法律を昭和六十三年一月一日から施行したとしても品目表条約の締結政府としての義務に反しないこととなつた場合には、外務大臣はその旨を速やかに告示するものとする。

3 第一項の規定によるこの法律の施行日が昭和六十三年一月一日に確定した場合には、大蔵大臣はその旨を速やかに告示するものとする。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法第八条の七の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和六十三年三月二日法律第五号)

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、第二条中関税暫定措置法第七条第一項及び第七条の二第一項の改正規定、同法第七条の三の見出し及び同条第一項から第四項までの改正規定並びに同法別表第一(A)第二七・〇九項を削る改正規定及び同表第二七・〇一〇号の改正規定(「六四〇円」を「五三〇円」に改める部分に限る。)は、昭和六十三年八月一日から施行する。

(特定期間において適用すべき新暫定法別表第一(A)第二七・〇一〇号に掲げる物品に対する税率)

第二条 昭和六十三年四月一日から同年七月三十一日までの間においては、第二条の規定による改正後の関税暫定措置法(以下「新暫定法」という。)別表第一(A)第二七・〇一〇号中「四六円」とあるのは、「五六円」として、新暫定法第二条の規定を適用する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 昭和六十三年四月一日から同年七月三十一日までの間においては、第二条の規定による改正前の関税暫定措置法(以下「旧暫定法」という。)第七条第一項、第七条の二第一項又は第七条の三第一項若しくは第四項中「昭和六十三年三月三十一日」とあるのは、「昭和六十三年七月三十一日」として、これらの規定を適用する。

2 新暫定法第七条第一項、第七条の二第二項又は第七条の三第四項の規定は、昭和六十三年八月一日以後に輸入された関税納付済み原油等(新暫定法第七条第一項に規定する関税納付済み原油等をいう。以下同じ。)に係る関税の還付について適用し、同日前に輸入された関税

納付済み原油等に係る関税の還付については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧暫定法第七条の四第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

4 新暫定法第八条第一項の規定は、この法律の施行後に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減について適用し、この法律の施行前に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に旧暫定法第八条の七の軽減税率の適用を受けた旧暫定法別表第一(A)第八四二七・一〇号若しくは第八四二七・二〇号又は旧暫定法別表第一(B)第二七・一・二九号の(1)、第二七・一・一三三号の(1)、第二七・一・一四号の(2)の(i)若しくは第二七・一・一九号の(1)の(i)に該当する物品については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条第二項から第五項までの規定により従前の例によることとされる関税の還付若しくは軽減又は物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和六十三年二月三〇日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 次に掲げる規定 昭和六十四年四月一日

イ 次から略

又 附則第八十二条及び第八十三条の規定、附則第八十四条の規定(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七条第一項及び第二項の改正規定に限る。)並びに附則第八十六条から第九条まで及び第九十一条から第九十五条までの規定

附則 (平成元年三月二日法律第二三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成元年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中関税暫定措置法別表第一(A)第二〇〇二・九〇号の改正規定、同表第二〇〇・〇九項を削る改正規定及び同表第二一・〇三項中第二一・〇三二号を削る改正規定 平成元年七月一日

二 第三条中関税暫定措置法第七条の五の次に一条を加える改正規定及び同法別表第一中「暫定関税率表(第二条)」の下に「第七条の六、第八条」を加える改正規定(「第七条の六」を加える部分に限る。)並びに附則第七条の規定 平成三年四月一日

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法(以下この条において「旧暫定法」という。)第六条の二若しくは第六条の三の規定により関税の免除を受けた物品又は旧暫定法第八条の七の軽減税率の適用を受けた旧暫定法別表第一(A)第一〇〇五・九〇号に掲げる場合のうちポップコーンの製造に使用したもの(爆裂種のものに限る。)については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧暫定法第七条の四第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品

附則（平成六年三月三十一日法律第二五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成六年四月一日から施行する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第三条の規定による改正後の関税暫定措置法第八条第一項の規定は、施行日以後に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減について適用し、施行日前に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成六年三月三十一日法律第二七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成七年一〇月二五日法律第一一八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第二条及び第五条の規定並びに附則第三条、第四条（別表第一（A）を「別表第一」に改める部分に限る）、第五条及び第六条の規定は、平成七年四月一日（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日）が平成七年四月一日後となる場合には、当該効力を生ずる日以後の政令で定める日）から施行する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第五条の規定の施行前に同条の規定による改正前の関税暫定措置法第三条又は第七条の二第一項の規定により関税の免除又は軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。）の施行前にした行為並びに附則第三条及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成七年三月三十一日法律第五六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成八年一月一日から施行する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法（以下この条において「旧暫定法」という。）第八条の七の規定により軽減税率の適用を受けた次に掲げる物品については、なお従前の例による。

一 旧暫定法別表第一一七〇二・九〇号の四の（二）に掲げる物品

二 旧暫定法別表第一二二〇八・四〇号に掲げる物品

三 旧暫定法別表第一二七一〇・〇〇号の一の（一）の（b）の（1）に掲げる揮発油のうちガソ

事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第二項に規定する一般ガス事業者がガスの製造に使用するもの

四 旧暫定法別表第一二八二六・二〇号に掲げる物品

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の各改正規定の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成八年三月三十一日法律第一九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条の二第一項の規定により関税の免除又は軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

第三条 第三条の規定による改正後の関税暫定措置法第八条第一項の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に輸出される貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減について適用し、施行日前に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成八年五月二九日法律第五三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五条から第四十二条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成九年三月二六日法律第五五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法（次項において「旧暫定法」という。）第六条第一項の規定により関税の免除を受けた物品については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧暫定法第七条第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなった場合における関税の還付については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品又は関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成九年五月三〇日法律第六二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附則（平成一〇年三月三十一日法律第二六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第三条中関税暫定措置法第十条の二の次に二条を加える改正規定 沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成十年法律第二十一号）中沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三十一号）第十八条の二を同法第十八条の七とし、同条の次に一条を加える改正規定（同法第十八条の二を同法第十八条の七とする部分を除く。）及び同法第二十五条の二の次に一条を加える改正規定の施行の日
（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（平成一〇年六月二日法律第一〇一号）抄

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。
附則（平成十一年三月三十一日法律第五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第三条中関税暫定措置法第八条の四第五項の改正規定 繊維産業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第八十二号）の廃止の日（平成十一年七月一日）

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条の二第一項の規定により関税の免除又は軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（平成十一年三月三十一日法律第二十九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（平成十一年二月二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。
附則（平成十二年三月三十一日法律第二六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定、第三条中関税法の目次の改正規定、同法第二章第二節中第七条の五を第七条の十七とする改正規定、同法第七条の四の改正規定、同条を同法第七条の十六とする改正規定、同法第七条の三の改正規定、同条を同法第七条の十五とする改正規定、同法第七条の二の改正規定、同条を同法第七条の十四とし、同法第七条の次に十二条を加える改正規定、同法第九条の二、第十条から第十三条まで、第十四条、第十四条の二、第二十四条、第五十八条の二（見出しを含む）、第六十二条の十五、第六十七条、第六十八条、第七十二条、第七十三条、第九十七条及び第一百五十五条の改正規定、同法第一百三十三条の二を同法第一百三十三条の三とし、同法第一百三十三条の次に一条を加える改正規定、同法第一百五十五条及び第一百六十六条の改正規定、同法第一百七

ない罪）、第一百三十三条の三に、「第六号まで（許可）」を「第七号まで（許可）」に改める部分に限る。）、第四条中関税暫定措置法第十条の三及び第十条の四の改正規定並びに附則第五条及び第七条から第十六条までの規定については、平成十三年三月一日から施行する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 この法律の施行前に第四条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条の二第一項の規定により関税の免除又は軽減を受けた物品については、なお従前の例による。
（罰則に関する経過措置）
第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（平成十三年三月三十一日法律第二十一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第五条の規定並びに附則第七条、第八条、第十条、第十三条及び第十五条の規定は、平成十四年一月一日から施行する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 施行日前に第四条の規定による改正前の関税暫定措置法（次項、第三項及び次条において「旧暫定法」という。）第十条の四第一項の規定により関税の払戻しを受けることができ

ることとなった場合における関税の払戻しについては、なお従前の例による。
2 旧暫定法第十条の四第一項の規定によりされた承認は、第四条の規定による改正後の関税暫定措置法（次項において「新暫定法」という。）第十条の四第一項の規定によりされた承認とみなす。

3 前項の規定により新暫定法第十条の四第一項の規定によりされたこととみなされる承認を受けている同項の小売業者が施行日前に輸入された物品を施行日から二月を経過する日までの間に販売した場合は、旧暫定法第十条の四（第二項を除く。）の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

（罰則に関する経過措置）
第四条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為並びに前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる関税の払戻し及び同条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧暫定法第十条の四の規定による関税の払戻しに係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（平成十四年三月三十一日法律第一六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中関税暫定措置法第七条の六の次に二条を加える改正規定（第七条の七を加える部分に限る。） この法律の公布の日

二 第二条中関税暫定措置法第七条の三第一項の改正規定（「条約に規定する税率」を「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に定める税率（第七条の八及び第八条の二において「協定税率」という。）に改める部分に限る。）、同法第七条の六の次に二条を加える改正規定（第七条の八を加える部分に限る。）及び同法

第八条の二第一項第二号の改正規定 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定の効力発生の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い

日

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の関税暫定措置法(以下この条において「新暫定法」という。)第七条の七第三項又は第十二項の調査(以下この項及び次項において「新暫定法調査」という。)の対象となる貨物について前条第一号に定める日前に開始された関税率法第九条第六項の調査(以下この項において「定率法調査」という。)が継続している場合であつて、当該定率法調査の全部又は一部が新暫定法調査と実質的に重複すると認められるときは、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定第十二条一の規定に基づき中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。)が世界貿易機関へ加入するため世界貿易機関との間において合意した条件を定めた議定書(次項において「加入議定書」という。第十六節の規定に反しない限りにおいて、当該定率法調査の全部又は一部について、新暫定法調査として行つたものとみなすことができる。)

2 新暫定法調査の対象となる貨物について前条第一号に定める日前に開始された加入議定書第十六節2、3又は8の規定に係る調査(以下この項において「施行前調査」という。)が継続している場合であつて、当該施行前調査の全部又は一部が新暫定法調査と実質的に重複すると認められるときは、加入議定書第十六節の規定に反しない限りにおいて、当該施行前調査の全部又は一部について、新暫定法調査として行つたものとみなすことができる。

3 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法(以下この条において「旧暫定法」という。)第七条第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

4 新暫定法第八条第一項の規定は、この法律の施行後に輸出される貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減について適用し、この法律の施行前に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に旧暫定法第八条の七の規定により軽減税率の適用を受けた次に掲げる物品については、なお従前の例による。

一 旧暫定法別表第一第二〇八・六〇号に掲げる物品

二 旧暫定法別表第一第二七〇・一一号の(一)のCの(2)に掲げる物品

6 旧暫定法第十条の四第一項の規定によりされた承認は、新暫定法第十条の四第一項の規定によりされた承認とみなす。

7 この法律の施行前に旧暫定法第十条の四第一項の規定により関税の免除を受けた物品については、同条第二項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条第四項又は第五項の規定により従前の例によることとされる関税の軽減又は物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一四年一二月四日法律第二二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、附則第九条から第十八条まで及び第二十条から第二十五条までの規定は、同年十月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月三十一日法律第一一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法(以下この条におい

て「旧暫定法」という。)第八条の七の規定により軽減税率の適用を受けた次に掲げる物品については、なお従前の例による。

一 旧暫定法別表第一第二〇七・一〇号の(一)又は(二)に掲げる物品

二 旧暫定法別表第一第二〇八・九〇号の(一)のA又はBに掲げる物品

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一五年七月四日法律第一〇三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次条、附則第三条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年三月三十一日法律第一六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第三条及び附則第三条の規定は、同年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一六年一月二五日法律第一四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。

※ 効力発生の日 平成十七年四月一日

附 則 (平成一七年三月三十一日法律第二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中関税法の目次の改正規定(「第四十一条の二」を「第四十一条の三」に改める部分を除く。)、同法第二条第一項第四号の二の改正規定、同法第六条の二第一項第二号への改正規定、同法第七条の五第一号二の改正規定及び同号二を同号ホとし、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える改正規定、同法第七条の六第四項の改正規定、同法

第七条の十二第一項第二号中ニをホとし、イからハまでをロからニまでとし、同号に次のように加える改正規定、同法第八条第二項の改正規定、同法第九条第三項及び第四項の改正規定、同法第九条の三第一項第三号の改正規定、同法第二章第四節の二中第十二条の三の次に一条を加える改正規定、同法第十三条第二項第一号の改正規定、同法第十四条第一

項第四号及び第二項第五号並びに第四項の改正規定、同法第十四条の二第二項の改正規定、同法第七十二条の改正規定、同法第七十三条第一項の改正規定、同法第九十四条第一項の改正規定及び同条第二項の改正規定(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第四条)を「電子帳簿保存法第四条」に改める部分及び同

法の表の上欄中「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第四条」を「電子帳簿保存法第四条」に改める部分を除く。、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定、同法第九十五条第三項の改正規定(「の規定により」を「同条第二項において準用する場合を含む。」の規定により)に改める部分に限る。)、同法第一百五十一条第四号の二の改正規定、同法第一百五十五条第五号の改正規定(「第九十四条第一項」の下に「同条第二項において準用する場合を含む。」)を加える

規定)

部分に限る。)、同法第十一章第二節中第三百三十七條の前に一条を加える改正規定、同法第三百三十七條の改正規定、同法第三百三十八條第一項の改正規定並びに同法第四百十條第一項及び第二項の改正規定並びに第五條中関稅暫定措置法第十一條第一項の改正規定及び同法第十三條の改正規定並びに附則第三條第一項、第五項及び第六項、附則第六條並びに附則第七條の規定、附則第八條中輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律(昭和三十年法律第三十七號)第六條第五項の改正規定並びに同法第十九條第一項の改正規定及び同條に一項を加える改正規定並びに附則第十條及び附則第十一條の規定、平成十七年十月一日

二 第二條の規定、第三條中關稅法第三十條第一項に一号を加える改正規定、同法第四十一條の改正規定、同法第四十一條の二の改正規定(中「当該」を「及び第三項中「当該」に改める部分に限る。)、同法第四十五條の見出し及び同條第一項の改正規定並びに同條に一項を加える改正規定、同法第六十三條第一項の改正規定、同法第六十五條第一項の改正規定及び同條に一項を加える改正規定、同法第六十七條の二の次に十條を加える改正規定、同法第六十八條第一項の改正規定、同法第七十五條の改正規定、同法第七十六條第一項の改正規定、同法第九十五條第三項の改正規定(第七條の九第一項(帳簿の備付け等)及び前條第一項)を「第七條の九第一項及び第六十七條の六第一項(帳簿の備付け等)並びに前條第一項」に改める部分に限る。)、同法第六十五條第一項第三号の改正規定並びに同法第六十五條第五号の改正規定(第七條の九第一項)の下に、「第六十七條の六第一項」を加える部分に限る。)、並びに第四條の規定並びに附則第八條(輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律第六條第五項の改正規定並びに同法第十九條第一項の改正規定及び同條に一項を加える改正規定を除く。)、附則第九條、附則第十二條及び附則第十四條の規定、平成十八年三月一日

三 第五條中關稅暫定措置法第七條の五第一項第一号及び第二号の改正規定、同條第三項の改正規定、同法第七條の六第一項第一号及び第二号の改正規定並びに同條第二項の改正規定(輸入數量)の下に、「(第八條の七第二項の讓許の便益の適用を受けるものに係る輸入數量を除く。第七項において同じ)」を加える部分に限る。)、經濟上の連携の強化に関する日本國とメキシコ合衆國との間の協定の効力發生の日

※ 効力發生の日 平成十七年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第五條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成十八年三月三十一日法律第一七号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二條の規定並びに第五條中關稅法目次の改正規定、同法第三十條の改正規定、同法第六十五條の二の改正規定、同法第六十六條の二の次に節名を付する改正規定、同法第六十七條の二の次に節名を付する改正規定、同法第六十七條の十二の次に節名を付する改正規定、同法第六十九條の次に「節及び節名を加える改正規定、同法第七十一條の次に節名を付する改正規定、同法第七十四條の次に節名を付する改正規定、同法第七十六條の次に節名を付する改正規定、同法第七十七條の次に節名を付する改正規定、同法第七十八條の次に節名を付する改正規定、同法第七十九條の次に節名を付する改正規定、同法第九十一條の改正規定、同法第九十三條の改正規定、同法第十章中第九十九條の前に一条を加える改正規定、同法第九十九條の改正規定、同法第一百零九條の二の改正規定、同法第一百零九條の四の改正規定、同法第一百三十三條の四の改正規定、同法第一百七十七條の改正規定(第九十九條)を「第一百零八條の四」に改める部分及び「禁制品を輸入する罪・禁制品」を「輸出して

はならない貨物を輸出する罪・輸入してはならない貨物を輸入する罪・輸入してはならない貨物」に改める部分に限る。)、及び同法第一百零八條の改正規定並びに附則第一條の規定、附則第五條の規定、附則第十一條の規定、附則第十二條の規定及び附則第十五條の規定、平成十八年六月一日

二 第六條の規定、平成十八年七月一日

三 第三條の規定、第五條中關稅法第十二條の二から第十二條の四までの改正規定、第七條中同法第六十九條の二第一項に一号を加える改正規定、同條第二項の改正規定、同法第六十九條の三の改正規定、同法第六十九條の四の改正規定、同法第六十九條の八第一項第十号の改正規定、同法第六十九條の六第八項第一号の改正規定、同法第六十九條の八第九項第十号の改正規定、同法第六十九條の七の改正規定(前條第十項)を「第六十九條の六第十項(輸出差止申立てに係る供託等)に改める部分を除く。)、同法第七十五條の改正規定(「農林水産大臣」を「農林水産大臣等」に改める部分及び「同項第三号」の下に「及び第四号」を加える部分に限る。)、及び同法第八十條の四の改正規定(「及び第三号」を「から第四号まで」に改める部分及び「同号」を「同項第三号及び第四号」に改める部分に限る。)、並びに第十條の規定並びに附則第三條の規定及び附則第十三條の規定、平成十九年一月一日

四 第七條中關稅法第三十條及び第六十五條の二の改正規定(第四号まで)の下に、「第五号」を加える部分に限る。)、同法第六十九條の十一第一項第五号の次に一号を加える改正規定並びに同法第九十九條の二の改正規定(第四号まで)の下に、「第五号の二」を加える部分に限る。)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十号)の施行の日

※ 施行の日 平成十九年六月一日

五 第七條中關稅法目次の改正規定、同法第三十條及び第六十五條の二の改正規定(第四号まで)の下に、「第五号の二」を加える部分を除く。)、同法第六十九條の二第二項第三号の改正規定、同法第六十九條の六第三項の改正規定、同法第六十九條の八の改正規定、同法第六章第四節第三款中同條を第六十九條の二十一とする改正規定、同法第六十九條の十七の改正規定、同節第二款中同條を第六十九條の二十一とする改正規定、同法第六十九條の十六の改正規定、同條を同法第六十九條の十九とする改正規定、同法第六十九條の十五の改正規定、同條を同法第六十九條の十八とする改正規定、同法第六十九條の十四の改正規定、同條を同法第六十九條の十七とする改正規定、同法第六十九條の十三の改正規定、同條を同法第六十九條の十六とする改正規定、同法第六十九條の十二の改正規定、同條を同法第六十九條の十五とする改正規定、同法第六十九條の十一を同法第六十九條の十四とする改正規定、同法第六十九條の十を同法第六十九條の十三とする改正規定、同法第六十九條の九の改正規定、同條を同法第六十九條の十二とする改正規定、同法第六十九條の八を第六十九條の十一とする改正規定、同法第六十九條の七の改正規定(前條第十項)を「第六十九條の六第十項(輸出差止申立てに係る供託等)に改める部分に限る。)、同節第一款中同條を第六十九條の八とする改正規定、同條の次に二條を加える改正規定、第六十九條の六の次に一條を加える改正規定、同法第七十四條の改正規定、同法第七十五條の改正規定(「農林水産大臣」を「農林水産大臣等」に改める部分及び「同項第三号」の下に「及び第四号」を加える部分を除く。)、同法第九十一條の改正規定及び「同法」を「同項第三号及び第四号」に改める部分を除く。)、同法第九十九條の改正規定、同法第九十九條の二の改正規定(「第四号まで」の下に、「第五号の二」を加える部分を除く。)、並びに同法第一百三十三條の四の改正規定並びに第八條の規定並びに附則第十四條の規定、意匠法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十五号)附則第一條第二号に規定する日

※ 附則第一条第二号に規定する日 平成十九年一月一日

六 第五條中関税法第十五條の改正規定、同條の次に一條を加える改正規定、同法第十六條の改正規定、同法第十七條の改正規定、同法第十八條の改正規定、同條の次に一條を加える改正規定、同法第二十條の改正規定、同條の次に一條を加える改正規定、同法第二十六條の改正規定、同法第六十七條の二の改正規定、同法第九十七條の改正規定、同法第一百零三條の改正規定、同法第一百四條の改正規定、同條の次に一條を加える改正規定、同法第一百五條の改正規定、同條の次に一條を加える改正規定、同法第一百零六條及び同法第一百七條の改正規定（「第九條」を「第一百零八條の四」に改める部分及び「禁制品を輸入する罪・禁制品」を「輸出してはならない貨物を輸出する罪・輸入してはならない貨物を輸入する罪・輸入してはならない貨物」に改める部分を除く。）並びに附則第七條の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

※ 政令で定める日 平成十九年二月一日

七 第一条中関税率法第九條の改正規定、第九條中関税暫定措置法第七條の八の改正規定、同法第七條の九の次に一條を加える改正規定及び同法第八條の七の次に一條を加える改正規定並びに附則第八條の規定 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の効力発生の日

※ 効力発生の日 平成十八年七月十三日

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行前に第九條の規定による改正前の関税暫定措置法（次項において「旧暫定法」という。）第六條第一項又は第七條第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなった場合における関税の還付については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧暫定法第八條の九第一項の軽減税率の適用を受けた次に掲げる物品については、なお従前の例による。

一 旧暫定法別表第一第二七〇九・〇〇号の(1)に掲げる物品

二 旧暫定法別表第一第二七一〇・一九号の(1)及びBの(1)に掲げる物品

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為及び附則第四条の規定により従前の例によることとされる関税の還付又は物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一八年一二月八日法律第一〇五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律中第七條の十の次に一條を加える改正規定、第八條の八の次に一條を加える改正規定及び附則第二條の規定は経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の効力発生の日から、その他の規定は経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の効力発生の日又は平成十九年四月一日のいずれか早い日から施行する。

附則（平成一九年三月三十一日法律第二〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中関税法第十五條の二を同法第十五條の三とし、同法第十五條の次に一條を加える改正規定、同法第十八條の二の改正規定、同法第二十四條の改正規定、同法第二十六條の改正規定、同法第七十五條の改正規定、同法第七十六條の改正規定、同法第八條の四から第九條の二までの改正規定、同法第十一條の改正規定、同法第十三條の三から第十四條までの改正規定、同法第十四條の二の改正規定（同法第九號の次に一號を加

える部分を除く。）、同法第十五條の改正規定、同法第十五條の二の改正規定（当該する者は」の下に「二年以下の懲役又は」を加える部分に限る。）、同條の次に一條を加える改正規定、同法第十六條から第十八條までの改正規定及び同法第三十六條の二の改正規定並びに第四条中関税暫定措置法第十七條の改正規定並びに附則第十一條中通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第六條の改正規定及び附則第十三條の規定 平成十九年六月一日

二 第二条中関税法第六十九條の二から第六十九條の四までの改正規定 著作権法の一部を改正する法律（平成十八年法律第二百一十一号）の施行の日（平成十九年七月一日）

三 第二条中関税法第四條の改正規定、同法第七條の二第二項の改正規定（当該許可」とに削る部分に限る。）、同法第三十四條の改正規定、同法第四十一條の改正規定、同法第五十條から第五十五條までの改正規定、同法第六十一條の三の次に二條を加える改正規定、同法第六十二條の改正規定、同法第六十七條の二の改正規定、同法第六十九條の十二の改正規定、同法第七十九條の改正規定、同法第一百零一條の改正規定、同法第一百五條の改正規定及び同法第十五條の二第八號の改正規定並びに第四条中関税暫定措置法第八條の四第一項の改正規定（「同法第六十一條」を「同法第六十一條の四」に改める部分に限る。）及び同法第十三條第一項の改正規定（平成十九年三月三十一日）を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに附則第六條中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百一十一号）第七條の改正規定、附則第七條中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二條の改正規定、同法第三條の改正規定、同法第四條の改正規定及び同法第十條の改正規定、附則第十一條中通関業法第二條第一号イの(1)の四の改正規定並びに附則第十四條の規定 平成十九年十月一日

四 第二条中関税法第七十七條の改正規定、同條の次に四條を加える改正規定及び同法第一百四條の二第九號の次に一號を加える改正規定並びに附則第七條中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七條の改正規定及び同法第二十四條の改正規定 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の施行の日

※ 郵政民営化法の施行の日 平成十九年十月一日

五 第三条の規定並びに第四条中関税暫定措置法第八條の四第一項の改正規定（同法第六十二條）を「同法第六十一條の四」に改める部分を除く。及び同法第八條の六第四項の改正規定（「郵便物を受け取った旨の通知」の規定による通知）を「郵便物の輸出入の簡易手続」の規定による提示」に改める部分に限る。並びに次条、附則第六條中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第九條の改正規定、附則第八條の規定、附則第十條の規定及び附則第十二條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

※ 政令で定める日 平成二十一年二月十六日

六 第五條の規定及び附則第九條の規定 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の効力発生の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

※ いずれか遅い日 平成二十年十二月十一日

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 平成十九年度に限り、第四條の規定による改正後の関税暫定措置法第七條の五の規定の適用については、同法第一項第一号中「第八條の六第二項」とあるのは、「第八條の六第二項又は関税率法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第号）第四條の規定による改正

前の関税暫定措置法（第三項において「旧暫定法」という。）第八条の七第一項」と、同条第三項中「第八条の六第二項」とあるのは「第八条の六第二項又は旧暫定法第八条の七第一項」とする。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二〇年三月三十一日法律第五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中関税法第三十条の改正規定、同法第六十五条の二の改正規定（「保税運送」の下に「第六十三条の二第一項（保税運送の特例）」を加える部分を除く。）、同法第九十九条の二の改正規定及び同法第一百十二条の改正規定 平成二十年六月一日
- 二 第二条中関税法第二百一十一条の改正規定及び同法第三百二十二条の次に一条を加える改正規定 平成二十年七月一日
- 三 第四条の規定 生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律（平成二十年法律第十二号）の施行の日

※ 生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律の施行の日 平成二十年四月十一日

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十二年三月三十一日法律第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中関税法第六十九条の十一の改正規定 平成二十一年六月一日
- 二 第二条の規定（関税法第六十九条の十一の改正規定を除く。）及び附則第五条の規定 平成二十一年七月一日

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十二年三月三十一日法律第一三三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税法第八十条の四から第一百十条まで、第一百十二条及び第一百十七条の改正規定は、平成二十二年六月一日か

ら施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律（前条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十三年三月三十一日法律第七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中関税法第四条の改正規定、同法第七条の九の改正規定、同法第十五条の改正規定、同法第十五条の三の改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第二十条の改正規定、同法第二十条の二の改正規定、同法第三十条の改正規定、同法第四十一条の改正規定、同法第四十三条の三の改正規定、同法第六十三条の改正規定、同法第六十七条の二の改正規定（「関税暫定措置法第八条の二第一項第二号（特惠関税等）」に規定する特定鉱工業製品等であつて同項」を「メキシコ協定第五条1（メキシコ協定附属書一）の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品でその譲許の便益の適用を受けるものに係る場合に限る。」）に改める部分を除く。）、同法第六十七条の三の改正規定、同法第六十七条の十一及び第六十七條の十二を削る改正規定、同法第六十七條の十を同法第六十七條の十二とする改正規定、同法第六十七條の九の改正規定、同法第六十七條の十一とする改正規定、同法第六十七條の八の改正規定、同法第六十七條の十とする改正規定、同法第六十七條の七を同法第六十七條の九とする改正規定、同法第六十七條の六の改正規定、同法第六十七條の八とする改正規定、同法第六十七條の五を同法第六十七條の七とする改正規定、同法第六十七條の四の改正規定、同法第六十七條の六とする改正規定、同法第六十七條の三の次に二条を加える改正規定、同法第六十七條の十三の改正規定、同法第六十九條の十一の改正規定（「電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。」を削る部分に限る。）、同法第七十五条の改正規定、同法第七十六条の改正規定、同法第九十五条の改正規定、同法第一百五條の改正規定（「電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。」を削る部分に限る。）、同法第七十五条の十一第三項「を」第六十七條の四第三項「に改める部分及び」第六十七條の二の改正規定（同条第十号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第七十五条の二の改正規定並びに附則第六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第一百十二号。第四号において「地位協定臨時法」という。）第五条の改正規定及び附則第八条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十三年法律第三十七号。次号及び第三号並びに次条第一項において「輸徴法」という。）第一一条の改正規定 平成二十三年十月一日
- 二 第二条及び第六条の規定並びに附則第八条中輸徴法第十六條の改正規定並びに附則第十条及び第十一条の規定 平成二十四年一月一日
- 三 第三条中関税法第七條の十五の改正規定、同法第十三條の改正規定及び同法第十四條から第十四條の三までの改正規定並びに附則第八条中輸徴法第二十条の改正規定（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十四号）の施行の日

※ 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十四号）の施行の日 平成二十三年十二月一日

四 第三条中関税法第八十八条の二の改正規定、同法第五十五条の改正規定（「電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次号において同じ。」を削る部分、「呈示させ」を「提示させ」に改める部分及び「第六十七条の十一第三項」を「第六十七条の四第三項」に改める部分を除く。）、同法第五十五条の二を同法第五十五条の三とする改正規定、同法第五十五条の次に一条を加える改正規定、同法第六十四条の二の改正規定（同条第十号の次に一号を加える部分に限る。）及び同法第六十六条の改正規定並びに第四条の規定並びに附則第六条中地位協定臨特法第十条の改正規定及び附則第七条の規定 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十四号） 附則第一条第五号に規定する日

※ 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十四号） 附則第一条第五号に規定する日 平成二十五年一月一日

五 第三条中関税法第六十九条の二の改正規定及び同法第六十九条の十一の改正規定（「電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。」を削る部分を除く。）、不正競争防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十二号）の施行の日

※ 不正競争防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十二号）の施行の日 平成二十三年十二月一日

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十四年三月三十一日法律第十九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中関税法第六十八条の改正規定及び同法第九十四条の改正規定 平成二十四年七月一日

二 第三条中関税暫定措置法第十三条の改正規定及び同法第十四条の改正規定 沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号）の施行の日

※ 沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号）の施行の日 平成二十四年四月一日

三 第二条中関税法第十五条の改正規定、同法第十五条の二の改正規定、同法第十六条の改正規定、同法第十八条の改正規定、同法第六十七条の二の改正規定（同条第三項に係る部分に限る。）、同法第九十九条の改正規定（「承認又は」の下に「第十六条第三項ただし書（貨物の積卸し）」を加える部分に限る。）、同法第一百四十四条の改正規定及び同法第一百四十五条の改正規定並びに附則第五条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日。

※ 政令で定める日 平成二十六年三月十日

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 新関税法第一百七十七条第二項の規定は、この法律の施行の際既にその公訴の時効が完成している罪については、適用しない。

（政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十五年三月三〇日法律第六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中関税法第十四条の改正規定及び同法第十四条の二の改正規定 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）の施行の日

二 第二条中関税法附則第三項の改正規定及び同法附則第四項の改正規定 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号） 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

※ 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）の施行の日 平成二十五年四月一日

※ 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号） 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日 平成二十六年一月一日

（関税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の関税法（次項において「新関税法」という。）第十四条第四項並びに第十四条の二第一項及び第二項の規定（これらの規定（同条第二項の規定を除く。）を輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号。以下この項において「輸税法」という。）第二十条において準用する場合を含む。）は、前条第一号に定める日以後にされる更正の請求（関税法第七条の十五第一項（輸税法第六条第六項において準用する場合を含む。）の規定による更正の請求をいう。以下この項において同じ。）に係る関税及び内国消費税（輸税法第二条第一号に規定する内国消費税をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前にされた更正の請求に係る関税及び内国消費税については、なお従前の例による。

2 新関税法附則第三項及び第四項の規定は、これらの規定の適用がある場合における延滞税及び還付加算金のうち前条第二号に定める日以後の期間に対応するものについて適用し、当該延滞税及び還付加算金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十六年三月三十一日法律第七号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二十六年三月三十一日法律第一二号）

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。ただし第一条中関税率法別表の改正規定は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日から施行する。

※ 施行の日 平成二十七年四月一日

附則 (平成二十六年一月一九日法律第一〇号)

(施行期日)

1 この法律は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から施行する。

※ 効力発生の日 平成二十七年一月十五日

(オーストラリア協定に基づく関税の譲許の適用の停止に関する経過措置)

2 平成二十六年度に限り、この法律による改正後の関税暫定措置法第七条の八第四項の規定の適用については、同項中「その年度の初日」とあるのは、「オーストラリア協定の効力発生の日」とする。

(政令への委任)

3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二十七年三月三十一日法律第一〇号)

(施行期日)

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中関税法第十四条の二第二項の改正規定及び同法第百五条の二の改正規定
所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

※ 施行の日 平成二十七年七月一日

二 第二条中関税暫定措置法別表第一第〇四〇二・一〇号の改正規定及び同法別表第一の三第〇四〇二・一〇号の改正規定 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の施行の日

※ 施行の日 平成二十七年四月一日

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の関税法第十二条の三第五項の規定は、この法律の施行の日以後に同項に規定する提出期限が到来する関税について適用し、同日前に第一条の規定による改正前の関税法第十二条の三第五項に規定する提出期限が到来した関税については、なお従前の例による。

附則 (平成二十八年三月三十一日法律第一六号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中関税法第八十九条第二項の改正規定、同法第九十一条の改正規定及び同法第九十三条の改正規定並びに第六条中通関業法目次の改正規定及び同法第四十条の次に一条を加える改正規定 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日

二 第三条中関税法第六十九条の二から第六十九条の五までの改正規定、同法第六十九条の七の改正規定、同法第六十九条の八第一項の改正規定、同法第六十九条の十から第六十九条の十四までの改正規定、同法第六十九条の十七の改正規定、同法第六十九条の十八第一項の改正規定及び同法第六十九条の二十第一項の改正規定 平成二十八年六月一日

三 第二条の規定、第三条中関税法第九条の改正規定、同法第十二条に一項を加える改正規定、同法第十二条の二から第十二条の四までの改正規定、同法第十三条第二項第一号の改正規定(「第十二条第八項」を「第十二条第九項(延滞税)」に改める部分を除く。)、同法第十四条の二第二項の改正規定、同法第七十二条の改正規定及び同法第七十三条第一項の

改正規定並びに第五条の規定 平成二十九年一月一日

四 第三条中関税法目次の改正規定(「第六条の二」を「第六条の三」に改める部分及び「第七十九条の五」を「第七十九条の六」に改める部分を除く。)、同法第四条第一項第五号の

三の改正規定、同法第一九五七条の二第二項の改正規定、同法第九条の二第二項の改正規定、同法第三十条第一項第五号の改正規定、同法第四十三条の三第三項の改正規定、同法第四十三条の四に一項を加える改正規定、同法第六十二条の七の改正規定、同法第六十二条の十五の改正規定(「許可の要件」を削る部分を除く。)、同法第六十七条の二の改正規定、同法第六十七条の三の改正規定、同法第六章第二節の次に一節を加える改正規定、同法第六十八条の次に一条を加える改正規定、同法第六十九条の改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第七十六条第一項の改正規定、同法第七十九条第三項第一号の改正規定、

同法第七十九条の四第一項の改正規定(「二以上の許可を受けている場合にあつては、そのすべての許可。次号において同じ。」を削る部分に限る。)、及び同法第七十九条の五第一項第一号の改正規定並びに第七条の規定並びに附則第四条及び第六条から第十四条までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

※ 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日 平成二十八年四月一日

(政令への委任)

※ 政令で定める日 平成二十九年十月八日

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二十八年二月一六日法律第一〇八号)

(施行期日)

第一条 この法律は、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日(第三号において「発効日」という。)から施行する。

附則 (平成二十九年三月三十一日法律第一三三号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中関税法第十七条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十八条第三項の改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第二十条第三項の改正規定、同法第二十条の二の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第七十六条の改正規定、同法第百十四条から第百十五条の二までの改正規定及び同法第百十六条の改正規定並びに附則第十条の規定 平成二十九年六月一日

二 第二条の規定(同条中関税法第二条の四の改正規定、同法第八条の改正規定、同法第六十九条の二十一の改正規定、同法第七十五条の改正規定及び同法第八十八条の二の改正規定並びに前号及び次号に掲げる改正規定を除く。)、並びに第四条中関税暫定措置法第十五条の改正規定並びに次条第二項の規定、附則第六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号。以下この号及び第四号において「地位協定臨特法」という。)、第百一条第三項の改正規定及び地位協定臨特法第十四条の改正規定並びに附則第八条の規定 平成三十年四月一日

三 第二条中関税法第七条の五第一号イの改正規定及び次条第一項の規定 所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第一条第五号に定める日

四 第三条の規定及び附則第六条中地位協定臨特法第五条第一項ただし書の改正規定(「第十

七条」を「第十七条第一項」に改める部分を除く。） 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日
 (関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第四条の規定による改正後の関税暫定措置法第八条第一項の規定は、この法律の施行後に輸出される貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減について適用し、この法律の施行前に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については、なお従前の例による。
 (罰則に関する経過措置)

第四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる関税の軽減に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (政令への委任)

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

別表第一 暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係)

関税率法別表の番品名	税率
〇三・〇三 魚(冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)	
にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)、かたくちいわし(エングラウリス属のもの)、いわし(スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ビルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネラ属のもの)、さば(スコムベル・スコムプルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)、ぐるくま(ラストレルリゲル属のもの)、さわら(スコムペロモルス属のもの)、まあじ(トラクルス属のもの)、ぎんがめあじ(カランクス属のもの)、すぎ(ラキケントロン・カナドウム)、まながつお(パムプス属のもの)、さんま(コロラピス・サイラ)、むろあじ(デカプテルス属のもの)、からふとししやも(マルロトウス・ヴィルロス)、めかじき(クスイフィアス・グラデイウス)、すま(エウティヌス・アフィニス)、はがつお(サルダ属のもの)及びかじき(まかじき科のもの)(第〇三・〇三・九一号から第〇三・〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。)	

〇三・〇三・五四	さば(スコムベル・スコムプルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)の魚の肝臓、卵及びしらこ並びにひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉 肝臓、卵及びしらこ	七%
〇三・〇三・九一	二 たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵	四・二%
〇三・〇三・九九	その他のもの 二 その他のもの (一) にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラピス属のもの)のうち さば(スコムベル・スコムプルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)	七%
〇三・〇四	魚のフィレその他の魚肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。)	
〇三・〇四・九四	その他のもの(冷凍したものに限る。)	
〇三・〇四・九五	すけそうだら(テラグラ・カルコグランマ)のうちすり身 さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこたら科又はうなぎだら科のもの(すけそうだら(テラグラ・カルコグランマ)を除く。)	四・一%
〇三・〇七	一 たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)のうちすり身 軟体動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るもの)とし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、くん製した軟体動物(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)、並びに軟体動物の粉、ミール及びベレット(食用に適するものに限る。)	四・二%

〇三〇七・四三

いか

冷凍したもののうち

もんごういか、するめいか(トダロデス・パキフイクス)、アメリカおあかい(ドシディクス・ギガス)、じんごういか(ロリオルス属のもの)、まついか(イルレクス属のもの)及びほたるいか(ワタセニア・スキンテイルランス)以外のもの

〇四〇一・一〇

脂肪分が全重量の百分以下のもの

一 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもののうち

この号の一、第〇四〇一・二〇号の一、第〇四〇一・四〇号の一並びに第〇四〇一・五〇号の一(一)及び(二)に掲げるミルク及びクリーム、第〇四〇三・一〇号の一並びに第〇四〇三・九〇号の一(一)の(2)、(二)及び(三)の(2)に掲げるバターミルク等、第〇四〇四・九〇号の一(一)の(2)及び(二)の(2)及び(2)並びに(三)の(2)及び(2)に掲げるミルクの天然の組成分から成る物品 第一八〇六・二〇号の一(一)及び第一八〇六・九〇号の二の(一)のAに掲げるココアを含有する調製食料品、第一九〇一・一〇号の一(一)及び(二)、第一九〇一・二〇号の一(一)のA及びB並びに第一九〇一・九〇号の一(一)のA及びBに掲げる調製食料品、第二二〇一・一二号の二の(一)のA及びB並びに第二二〇一・二〇号の二の(一)のA及びBに掲げるコーヒー等をもととした調製品並びに第二二〇一・一〇号の一並びに第二二〇一・九〇号の一(一)及び(二)に掲げる調製食料品について、二三三三、九四〇トン(全乳換算数量とし、政令で定めるところにより換算するものとする。)を基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下こ

三・五%

二五%

〇四〇一・二〇

の項、第〇四・〇三項、第〇四・〇四項、第一八・〇六項、第一九・〇一、第二一・〇一及び第二二・〇六項において「その他の乳製品に係る共通の限度数量」という。(以内のもの)

脂肪分が全重量の百分を超え六百分以下のもの

一 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもののうち

その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの

脂肪分が全重量の六百分を超えるもの

一 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの及び脂肪分が全重量の百分以上のクリーム(滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたものを除く。)

(一) 脂肪分が全重量の四五百分以下のものうち

その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの

(二) その他のものうち

その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの

ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)

粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の百分以下のものに限る。)

一 砂糖を加えたもの

(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの

及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの

(2) その他のものうち

この号の一(2)並びに二の(一)の(2)及び

二五%

二五%

二五%

二五%

三五%

三五%

<p>(二)の(2)、第〇四〇二・二二一号の二の(一)及び(二)並びに第〇四〇二・二二九号の二の(2)に掲げる粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリームについて、七四、九七三トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この項において「学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。)以内のもの</p>	<p>二 その他のもの</p>
<p>(一) 幼稚園、小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む)、義務教育学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)。若しくは特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒、政令で定める児童福祉施設若しくはこれに類する政令で定める施設の子童又は児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の三第九項、第一〇項若しくは第十二項に規定する事業による保育を受ける児童の給食用に供されるもの(以下この項において「学校等給食用のもの」という。)及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの(以下この項において「飼料用のもの」という。)</p>	<p>(1) 学校等給食用のものうち</p>
<p>この号の二の(一)の(2)及び第〇四〇二・二二一号の二の(一)に掲げる粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリームのうち学校等給食用のものについて、七、二六四トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この項において「学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。)以内のもの</p>	

無税

<p>(2) 飼料用のものうち 学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの</p>	<p>(二) その他のもの</p>	<p>無税</p>
<p>(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p>	<p>(2) その他のものうち 学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの</p>	<p>二五%</p>
<p>粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の一・五%を超えるものに限る。) 砂糖その他の甘味料を加えてないもの</p>	<p>一 脂肪分が全重量の五%を超えるもの</p>	<p>二五%</p>
<p>(一) 脂肪分が全重量の三〇%以下のものうち 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p>	<p>(二) その他のものうち 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p>	<p>三〇%</p>
<p>(一) 学校等給食用のもの及び飼料用のものうち 学校等給食用のもののうち学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの</p>	<p>二 その他のもの</p>	<p>三〇%</p>
<p>飼料用のものうち学校等給食用のもの</p>		<p>無税</p>

無税

<p>外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量 以内のもの</p>	<p>(二) その他のもの</p>	<p>(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの その他のものうち 学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの</p>	<p>二五%</p>
<p>その他のもの</p>	<p>(一) 脂肪分が全重量の五%を超えるもの</p>	<p>(一) 脂肪分が全重量の三〇%以下のものうち 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの その他のものうち 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p>	<p>三〇%</p>
<p>その他のもの</p>	<p>(二) その他のもの</p>	<p>(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの その他のものうち 学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの</p>	<p>三五%</p>
<p>その他のもの</p>	<p>(2) その他のもの</p>	<p>学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの</p>	<p>三五%</p>

<p>その他のもの 砂糖その他の甘味料を加えてないもの</p>	<p>〇四〇二・九一</p>	<p>一 脂肪分が全重量の七・五%を超えるもの (二) その他のものうち この号の一の(二)及び二に掲げるミルク及びクリームについて、一、五〇〇トンを基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この号において「共通の限度数量」という。)以内のもの 共通の限度数量以内のもの その他のものうち</p>	<p>三〇%</p>
<p>その他のもの</p>	<p>〇四〇二・九九</p>	<p>一 脂肪分が全重量の八%を超えるもの (二) その他のものうち 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの その他のものうち 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p>	<p>三〇%</p>
<p>その他のもの</p>	<p>〇四〇三・一〇</p>	<p>バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。) ヨーグルト 一 冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの(フローズンヨーグルトを除く。)のうち</p>	<p>三〇%</p>

○四〇三・九〇	<p>その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの 砂糖を加えたもの その他のもの</p> <p>その他のもの 一 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料、香料、果実若しくはナットを加えたもの</p> <p>(一) 脂肪分が全重量の一・五%以下のもの (1) バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの 砂糖を加えたもの その他のもの</p> <p>(2) その他のものうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの 砂糖を加えたもの その他のもの</p> <p>(二) 脂肪分が全重量の一・五%を超え二六%以下のもの (1) バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの 砂糖を加えたもの その他のもの</p> <p>(2) その他のものうち その他の乳製品に係る共通の限度数量</p>	<p>三五% 三五% 二五%</p> <p>三五% 三五% 二五%</p> <p>三五% 三五% 二五%</p>
---------	--	--

○四・〇四	<p>量以内のもの 砂糖を加えたもの その他のもの</p> <p>(三) 脂肪分が全重量の二六%を超えるもの (2) バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの 砂糖を加えたもの その他のもの</p> <p>(2) その他のものうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの 砂糖を加えたもの その他のもの</p> <p>ホエイ(濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)及びミルクの天然の組成分から成る物品(砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。)</p> <p>ホエイ及び調製ホエイ(濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)</p> <p>一 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの</p> <p>(一) 脂肪分が全重量の五%以下のもの (1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの 砂糖を加えたもの その他のもの</p>	<p>三五% 三五% 二五%</p> <p>三五% 三五% 二五%</p> <p>三五% 三五% 二五%</p>
-------	--	--

○四〇四・一〇

	(2) その他のもの	
	(i) 無機質を濃縮したホエイのうち この号の一の(一)の(2)の(i)及び(二)の(2)の(i)に掲げる無機質を濃縮したホエイについて、一四、〇〇〇トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この号において「無機質を濃縮したホエイに係る共通の限度数量」という。)以内のもの	三五%
	(ii) その他のもの 砂糖を加えたもの 1 砂糖を加えたもののうち 配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもので、この号の一の(一)の(2)の(ii)の1及び2並びに(二)の(2)の(i)の1及び2に掲げるホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のものについて、四五、〇〇〇トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この号において「飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量」という。)以内のもの 2 その他のものうち 配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもので、飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの 乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもので、この号の一の(一)の(2)の(ii)の2及び(二)の(2)の	無税 無税
一〇%		

	(二) その他のもの	
	(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの 砂糖を加えたもの その他のもの	三五%
	(2) その他のもの (i) 無機質を濃縮したホエイのうち 無機質を濃縮したホエイに係る共通の限度数量以内のもの 砂糖を加えたもの その他のもの	三五%
	(ii) その他のもの 1 砂糖を加えたもののうち 配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもので、飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの 2 その他のものうち 配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもので、飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの	無税 無税
無税		

〇四〇四・一〇

乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもので、乳幼児用調製粉乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの	一〇%
ホエイ及び調製ホエイ(濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)	
一 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの	
(一) 脂肪分が全重量の一・五%以下のもの	
(1) 砂糖を加えたものうち	三五%
その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	
(2) その他のものうち	
乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもので、乳幼児用調製粉乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの	一〇%
その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	二五%
(二) 脂肪分が全重量の一・五%を超え三〇%以下のもの	
(1) 砂糖を加えたものうち	三五%
その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	
(2) その他のものうち	
乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもので、乳幼児用調製粉乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの	一〇%
その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	二五%
(三) 脂肪分が全重量の三〇%を超えるもの	
(1) 砂糖を加えたものうち	三五%
その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	
(2) その他のものうち	

〇四・〇五

〇四〇五・一〇

乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもので、乳幼児用調製粉乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの	一〇%
その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	二五%
ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド	
バター	
一 脂肪分が全重量の八五%以下のもの	
(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	三五%
(2) その他のものうち	
この号の一の(2)及び二の(2)並びに第〇四〇五・九〇号の二の(2)に掲げるミルクから得たバターその他の油脂について、五八トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以下この項において「共通の限度数量」という。(一)以内のもの	三五%
二 その他のもの	
(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	三五%
(2) その他のものうち	
共通の限度数量以内のもの	三五%
デイリースプレッドのうち	
独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	三五%
その他のもの	

〇四〇五・九〇

○七・〇三	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	無税	○七・一三 ○七・一三・一〇	<p>たまねぎ及びシャロット</p> <p>一 たまねぎのうち</p> <p>課税価格が一キログラムにつき六七円を 超え七三円七〇銭以下のもの</p> <p>課税価格が一キログラムにつき七三円七 〇銭を超えるもの</p> <p>乾燥した豆(さやを除いたものに限るものとし、皮を除い てあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。)</p> <p>えんどう(ピスム・サテイヴム)</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) その他のものうち</p> <p>この号の二の(二)に掲げるえんどう、第〇 七・一三・三二号に掲げる小豆、第〇七 ・一三・三三号の二の(二)に掲げるいんげん 豆、第〇七・一三・三四号の二の(二)に掲げ るバンバラ豆、第〇七・一三・三五号の二 の(二)に掲げるささげ、第〇七・一三・三九 号の二の(二)に掲げるその他のささげ属 又はいんげんまめ属の豆、第〇七・一三・ 五〇号の二の(二)に掲げるそら豆、第〇七 ・一三・六〇号の二の(二)に掲げるき豆及び 第〇七・一三・九〇号の二の(二)に掲げるそ の他の乾燥した豆について、一〇〇、〇 〇〇トンを基準とし、当該年度における 国内需要見込数量から国内生産見込数 量を控除した数量、国際市況その他の条 件を勘案して政令で定める数量(以下こ の項において「共通の限度数量」とい う。)以内のもの</p> <p>ささげ属又はいんげんまめ属の豆</p> <p>小豆(ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・ アングラリス)のうち</p> <p>共通の限度数量以内のもの</p> <p>いんげん豆(ファセオルス・ヴルガリス)</p> <p>二 その他のもの</p>	一キログラムに つき、課税価格と 七三円七〇銭と の差額
○四〇六・九〇	その他のチーズのうち	無税	○七・一三 ○七・一三・一〇	<p>たまねぎ及びシャロット</p> <p>一 たまねぎのうち</p> <p>課税価格が一キログラムにつき六七円を 超え七三円七〇銭以下のもの</p> <p>課税価格が一キログラムにつき七三円七 〇銭を超えるもの</p> <p>乾燥した豆(さやを除いたものに限るものとし、皮を除い てあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。)</p> <p>えんどう(ピスム・サテイヴム)</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) その他のもの</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料 乳生産者補給金等暫定措置法第一三 条第一項に規定する数量の範囲内で輸入す るもの及び同条第二項に規定する農林水 産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料 乳生産者補給金等暫定措置法第一三 条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの 及び同条第二項に規定する農林水産大臣の 承認を受けて輸入するもの</p> <p>(2) その他のものうち</p> <p>共通の限度数量以内のもの</p> <p>チーズ及びカード</p> <p>フレッシュチーズ(ホエイチーズを含むものとし、熟成 していないものに限る。)及びカードのうち</p> <p>プロセスチーズの原料として使用するチーズ及び カードのうち、この号のフレッシュチーズ及びカー ド、第〇四〇六・四〇号のブルーベインドチーズ及 びその他のペニシリウム・ロックフォールティにより 得られる模様を含むチーズ並びに第〇四〇六・九〇 号のその他のチーズについて、当該年度における国 内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した 数量の範囲内において、国内生産見込数量、国際市 況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下 この項において「共通の限度数量」という。)以内 のもの</p> <p>ブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロ ックフォールティにより得られる模様を含むチーズのう ち</p> <p>プロセスチーズの原料として使用するもので、共通 の限度数量以内のもの</p> <p>その他のチーズのうち</p> <p>プロセスチーズの原料として使用するもので、共通 の限度数量以内のもの</p>	一キログラムに つき、課税価格と 七三円七〇銭と の差額
○四〇六・四〇	プロセスチーズの原料として使用するもので、共通の限度数量以内のもの	無税	○七・一三 ○七・一三・一〇	<p>たまねぎ及びシャロット</p> <p>一 たまねぎのうち</p> <p>課税価格が一キログラムにつき六七円を 超え七三円七〇銭以下のもの</p> <p>課税価格が一キログラムにつき七三円七 〇銭を超えるもの</p> <p>乾燥した豆(さやを除いたものに限るものとし、皮を除い てあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。)</p> <p>えんどう(ピスム・サテイヴム)</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) その他のもの</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料 乳生産者補給金等暫定措置法第一三 条第一項に規定する数量の範囲内で輸入す るもの及び同条第二項に規定する農林水 産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料 乳生産者補給金等暫定措置法第一三 条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの 及び同条第二項に規定する農林水産大臣の 承認を受けて輸入するもの</p> <p>(2) その他のものうち</p> <p>共通の限度数量以内のもの</p> <p>チーズ及びカード</p> <p>フレッシュチーズ(ホエイチーズを含むものとし、熟成 していないものに限る。)及びカードのうち</p> <p>プロセスチーズの原料として使用するチーズ及び カードのうち、この号のフレッシュチーズ及びカー ド、第〇四〇六・四〇号のブルーベインドチーズ及 びその他のペニシリウム・ロックフォールティにより 得られる模様を含むチーズ並びに第〇四〇六・九〇 号のその他のチーズについて、当該年度における国 内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した 数量の範囲内において、国内生産見込数量、国際市 況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下 この項において「共通の限度数量」という。)以内 のもの</p> <p>ブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロ ックフォールティにより得られる模様を含むチーズのう ち</p> <p>プロセスチーズの原料として使用するもので、共通 の限度数量以内のもの</p> <p>その他のチーズのうち</p> <p>プロセスチーズの原料として使用するもので、共通 の限度数量以内のもの</p>	一キログラムに つき、課税価格と 七三円七〇銭と の差額
○四〇六・一〇	プロセスチーズの原料として使用するもので、共通の限度数量以内のもの	無税	○七・一三 ○七・一三・一〇	<p>たまねぎ及びシャロット</p> <p>一 たまねぎのうち</p> <p>課税価格が一キログラムにつき六七円を 超え七三円七〇銭以下のもの</p> <p>課税価格が一キログラムにつき七三円七 〇銭を超えるもの</p> <p>乾燥した豆(さやを除いたものに限るものとし、皮を除い てあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。)</p> <p>えんどう(ピスム・サテイヴム)</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) その他のもの</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料 乳生産者補給金等暫定措置法第一三 条第一項に規定する数量の範囲内で輸入す るもの及び同条第二項に規定する農林水 産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料 乳生産者補給金等暫定措置法第一三 条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの 及び同条第二項に規定する農林水産大臣の 承認を受けて輸入するもの</p> <p>(2) その他のものうち</p> <p>共通の限度数量以内のもの</p> <p>チーズ及びカード</p> <p>フレッシュチーズ(ホエイチーズを含むものとし、熟成 していないものに限る。)及びカードのうち</p> <p>プロセスチーズの原料として使用するチーズ及び カードのうち、この号のフレッシュチーズ及びカー ド、第〇四〇六・四〇号のブルーベインドチーズ及 びその他のペニシリウム・ロックフォールティにより 得られる模様を含むチーズ並びに第〇四〇六・九〇 号のその他のチーズについて、当該年度における国 内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した 数量の範囲内において、国内生産見込数量、国際市 況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下 この項において「共通の限度数量」という。)以内 のもの</p> <p>ブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロ ックフォールティにより得られる模様を含むチーズのう ち</p> <p>プロセスチーズの原料として使用するもので、共通 の限度数量以内のもの</p> <p>その他のチーズのうち</p> <p>プロセスチーズの原料として使用するもので、共通 の限度数量以内のもの</p>	一キログラムに つき、課税価格と 七三円七〇銭と の差額
○四〇六・一〇	プロセスチーズの原料として使用するもので、共通の限度数量以内のもの	無税	○七・一三 ○七・一三・一〇	<p>たまねぎ及びシャロット</p> <p>一 たまねぎのうち</p> <p>課税価格が一キログラムにつき六七円を 超え七三円七〇銭以下のもの</p> <p>課税価格が一キログラムにつき七三円七 〇銭を超えるもの</p> <p>乾燥した豆(さやを除いたものに限るものとし、皮を除い てあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。)</p> <p>えんどう(ピスム・サテイヴム)</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) その他のもの</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料 乳生産者補給金等暫定措置法第一三 条第一項に規定する数量の範囲内で輸入す るもの及び同条第二項に規定する農林水 産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料 乳生産者補給金等暫定措置法第一三 条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの 及び同条第二項に規定する農林水産大臣の 承認を受けて輸入するもの</p> <p>(2) その他のものうち</p> <p>共通の限度数量以内のもの</p> <p>チーズ及びカード</p> <p>フレッシュチーズ(ホエイチーズを含むものとし、熟成 していないものに限る。)及びカードのうち</p> <p>プロセスチーズの原料として使用するチーズ及び カードのうち、この号のフレッシュチーズ及びカー ド、第〇四〇六・四〇号のブルーベインドチーズ及 びその他のペニシリウム・ロックフォールティにより 得られる模様を含むチーズ並びに第〇四〇六・九〇 号のその他のチーズについて、当該年度における国 内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した 数量の範囲内において、国内生産見込数量、国際市 況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下 この項において「共通の限度数量」という。)以内 のもの</p> <p>ブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロ ックフォールティにより得られる模様を含むチーズのう ち</p> <p>プロセスチーズの原料として使用するもので、共通 の限度数量以内のもの</p> <p>その他のチーズのうち</p> <p>プロセスチーズの原料として使用するもので、共通 の限度数量以内のもの</p>	一キログラムに つき、課税価格と 七三円七〇銭と の差額

〇七一三・三四	(□) その他のものうち 共通の限度数量以内のもの バンバラ豆(ヴィグナ・スプテルラネア又はヴォア ンドゼイア・スプテルラネア) 二 その他のもの (□) その他のものうち 共通の限度数量以内のもの	一〇%	一〇〇一・一九	その他のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する 法律第四条の規定により輸入するもの、同法第 四三条の規定による連名による申込みに応じて 行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として 輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三 号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定 めるところにより農林水産大臣の証明を受けて 輸入されるもの	無税
〇七一三・三五	ささげ(ヴィグナ・ウングイクラタ) 二 その他のもの (□) その他のものうち 共通の限度数量以内のもの	一〇%	一〇〇一・九一	播種用のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する 法律第四条の規定による連名による申込みに応じ て行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として 輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三 号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定 めるところにより農林水産大臣の証明を受けて 輸入されるもの	無税
〇七一三・三九	その他のもの 二 その他のもの (□) その他のものうち 共通の限度数量以内のもの	一〇%			
〇七一三・五〇	そら豆(ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファ バ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル) 二 その他のもの (□) その他のものうち 共通の限度数量以内のもの	一〇%	一〇〇一・九九	その他のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する 法律第四条の規定により輸入するもの、同法第 四三条の規定による連名による申込みに応じて 行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として 輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三 号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定 めるところにより農林水産大臣の証明を受けて 輸入されるもの	無税
〇七一三・六〇	き豆(カヤヌス・カヤン) 二 その他のもの (□) その他のものうち 共通の限度数量以内のもの	一〇%			
〇七一三・九〇	その他のもの 二 その他のもの (□) その他のものうち 共通の限度数量以内のもの	一〇%			
一〇〇一	小麦及びメスリン デュラム小麦 播種用のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する 法律第四条の規定による連名による申込みに応じ て行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として 輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三 号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定 めるところにより農林水産大臣の証明を受けて 輸入されるもの	一〇%	一〇〇三・一〇	大麦及び裸麦 播種用のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する 法律第四条の規定による連名による申込みに応じ て行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として 輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三 号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定 めるところにより農林水産大臣の証明を受けて 輸入されるもの	無税
一〇〇一・一一	播種用のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する 法律第四条の規定による連名による申込みに応じ て行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として 輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三 号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定 めるところにより農林水産大臣の証明を受けて 輸入されるもの	無税	一〇〇三・九〇	その他のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する 法律第四条の規定による連名による申込みに応じ て行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として 輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三 号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定 めるところにより農林水産大臣の証明を受けて 輸入されるもの	無税

<p>二一・〇一 二一〇二・〇〇</p>	<p>小麦粉及びメスリン粉のうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四二条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>二五%</p>
<p>二一・〇二 二一〇二・九〇</p>	<p>穀粉(小麦粉及びメスリン粉を除く。) その他のもの 一 大麦粉及び裸麦粉のうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四二条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの 二 ライ小麦粉のうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四二条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>二五%</p>
<p>二五%</p>	<p>二五%</p>	<p>二五%</p>

<p>二一・〇三 二一〇三・一一</p>	<p>三 米粉のうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三二条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット ひき割り穀物及び穀物のミール 小麦のもののうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの その他の穀物のもの 一 大麦又は裸麦のもののうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四二条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>二五%</p>
<p>二一〇三・一九</p>	<p>二 ライ小麦のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四二条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの</p>	<p>二〇%</p>
<p>二〇%</p>	<p>二〇%</p>	<p>二〇%</p>

<p>買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>四 米のものうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三二条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>二五%</p>	<p>一一〇三・二〇</p> <p>ペレット</p> <p>一 小麦のものうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>二五%</p> <p>三 とうもろこし又は米のもの</p> <p>(一) 米のものうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三二条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより</p> <p>二五%</p>
---	---

<p>農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>四 大麦又は裸麦のものうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>二〇%</p> <p>五 ライ小麦のものうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>二〇%</p>	<p>一一・〇四</p> <p>一〇四・一九</p> <p>その他の加工穀物(例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレック状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。)及び穀物の胚芽(全形のもの及びロールにかけ、フレック状にし又はひいたものに限る。)</p> <p>ロールにかけ又はフレック状にした穀物</p> <p>その他の穀物のもの</p> <p>一 小麦又はライ小麦のもの</p> <p>(1) 小麦のものうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する</p> <p>二五%</p>
---	---

<p>政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	(2) ライ小麦のものうち	<p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	二〇%	<p>二 とうもろこし又は米のもの (ロ) 米のものうち</p>	<p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	二五%	<p>三 大麦又は裸麦のものうち</p>	<p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	二〇%	<p>その他の穀物のもの</p>	<p>一 小麦又はライ小麦のもの</p>	二一〇四・二九
(1) 小麦のものうち	(2) ライ小麦のものうち	<p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>麦芽(いつてあるかないかを問わない。)</p> <p>いつてないものうち</p> <p>この号のいつてない麦芽及び第一一〇七・二〇号のいつた麦芽について、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この項において「共通の限度数量」という。)以内のもの</p> <p>いつたものうち</p> <p>共通の限度数量以内のもの</p> <p>でん粉及びイヌリン</p> <p>でん粉</p> <p>小麦でん粉のうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて</p>	二〇%	<p>一一・〇七 一一〇七・一〇</p>	一一〇七・二〇	一一・〇八	一一〇八・一一	二五%	無税	無税		

一一〇八・一二	<p>行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>とうもろこしでん粉(コーンスターチ)のうち この号に掲げるとうもろこしでん粉(コーンスターチ)、第一一〇八・一三号に掲げるばれいしよでん粉、第一一〇八・一四号に掲げるマニオカ(カッサバ)でん粉、第一一〇八・一九号に掲げるその他のでん粉、第一一〇八・二〇号に掲げるイヌリン、第一九〇一・二〇号の(□)のDの(b)に掲げるペーカリー製品製造用の混合物等及び第一九〇一・九〇号の(□)のDの(b)に掲げる調製食料品について、一五七、〇〇〇トンを基準とし、当該年度における当該物品及びコーンスターチの製造に使用するとうもろこしの需給、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この項及び第一九〇一・二〇号において「でん粉等に係る共通の限度数量」という。)以内のもの</p> <p>でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリン、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグラールの製造に使用するもの</p> <p>その他のもの</p>	無税	一一〇八・二〇	<p>でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリン、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグラールの製造に使用するもの</p> <p>その他のもの</p> <p>イヌリンのうち でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>落花生(いつてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。)</p> <p>播種用のもののうち この号、第一二〇二・四一及び第一二〇二・四二号に掲げる落花生について、七五、〇〇〇トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この項において「共通の限度数量」という。)以内のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>穀付きのもののうち 共通の限度数量以内のもの</p> <p>殻を除いたもの(割つてあるかないかを問わない。)</p> <p>共通の限度数量以内のもの</p> <p>海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。)並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(チコリー(キコリウム・インテュプス変種サテイヴム)の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)</p> <p>その他のもの</p> <p>一 こんにやく芋(アモルフオフアルス)(切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)</p> <p>二六七トン(荒粉換算数量とし、政令で定めるところにより換算するものとする。)</p> <p>(を基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量</p>	二五%
一一〇八・一三	<p>ばれいしよでん粉のうち でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリン、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグラールの製造に使用するもの</p> <p>その他のもの</p>	無税	一一〇二・四二	<p>共通の限度数量以内のもの</p> <p>海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。)並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(チコリー(キコリウム・インテュプス変種サテイヴム)の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)</p> <p>その他のもの</p> <p>一 こんにやく芋(アモルフオフアルス)(切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)</p> <p>二六七トン(荒粉換算数量とし、政令で定めるところにより換算するものとする。)</p> <p>(を基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量</p>	一〇%
一一〇八・一四	<p>マニオカ(カッサバ)でん粉のうち でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリン、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグラールの製造に使用するもの</p> <p>その他のもの</p>	無税	一一二二・九九	<p>でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリン、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグラールの製造に使用するもの</p> <p>その他のもの</p> <p>一 こんにやく芋(アモルフオフアルス)(切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)</p> <p>二六七トン(荒粉換算数量とし、政令で定めるところにより換算するものとする。)</p> <p>(を基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量</p>	無税
一一〇八・一九	<p>その他のでん粉のうち でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの</p>	二五%		<p>その他のでん粉のうち でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの</p>	四〇%

一八・〇六 一八〇六・二〇	<p>を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの</p> <p>の</p> <p>チョコレートその他のココアを含有する調製食料品</p> <p>その他の調製品(塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。)</p> <p>一 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ココア粉の含有量が全重量の一〇%未満のものに限る。)</p> <p>(一) ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもので(加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。)のうち</p> <p>その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>二 その他のものうち</p> <p>(二) その他のものうち</p> <p>チョコレート製造用のココアを含有する調製食料品について、当該年度におけるチョコレート製造用の当該調製食料品及び粉乳の需給その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ココア粉の含有量が全重量の一〇%未満のものに限る。)</p> <p>A ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの(加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。)のうち</p> <p>その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p>	二二%
一九・〇一	<p>麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するもの</p>	二二%

一九〇二・二〇	<p>あつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)</p> <p>乳幼児用の調製品(小売用にしたものに限る。)</p> <p>一 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。)</p> <p>(一) 乳脂肪分が全重量の三〇%以下のものうち</p> <p>その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>(二) その他のものうち</p> <p>その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>一九〇二・二〇</p> <p>第一九・〇五項のペーカリー製品製造用の混合物及び練り生地</p> <p>一 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)、米菓生地(乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)、及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。)</p> <p>(一) 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。)</p> <p>A 乳脂肪分が全重量の三〇%以下のもの</p>	二二%
一九〇二・二〇	<p>練り生地</p> <p>一 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)、米菓生地(乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)、及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。)</p> <p>(一) 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。)</p> <p>A 乳脂肪分が全重量の三〇%以下のもの</p>	二二%

うち	その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	二五%
B	その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	二五%
(二)	米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一年以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの(ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)	二五%
A	米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)、及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるものうち	二五%
B	米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)、及びでん粉のうち、小麦産品(ライ小麦産品を含む。))が最大の重量を占めるものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定め	二五%

C	るところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)、及びでん粉のうち、大麦産品(裸麦産品を含む。))が最大の重量を占めるものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	二五%
D	米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)、及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの	二五%
(a)	小麦でん粉を含有するものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	二五%
(b)	その他のものうち でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの 砂糖を加えたもの その他のもの	二五% 一六%
(三)	米菓生地(乳幼児用又は食餌療法用のものを	一六%

一九〇一・九〇

除く。)のうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三二条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

二五%

その他のもの

一 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)、第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限るものとし、加圧容器入りとしたホイップドクリームを除く。)及び餅、だんごその他これらに類する米産品(乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)

(一) 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限るものとし、加圧容器入りとしたホイップドクリームを除く。)

A 乳脂肪分が全重量の三〇%以下のものうち

その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの

B その他のものうち

その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの

二二%

(二)

米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの(ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)

A 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるものうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三二条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

二五%

B 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)及びでん粉のうち、小麦産品(ライ小麦産品を含む。))が最大の重量を占めるものうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米等として輸入されるもの並びに同法四五条第一項第三号に規定する政令で定める米等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

C 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)及びでん粉のうち、大麦産品(裸麦産品を含む。))が最大の重量を占めるものうち

二五%

D	<p>米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの</p> <p>(a) 小麦でん粉を含有するもののうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定により輸入するもの、同法第四四二条の規定により輸入するもの並びに同法第四五二条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	二五%
	<p>(b) その他のもののうち でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの 砂糖を加えたもの その他のもの</p>	二五% 二五% 一六%
	<p>(三) 餅、だんごその他これらに類する米産品（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。） (1) 米の含有量が全重量の三〇%以下のもの (i) 砂糖を加えたもの 1 しよ糖の含有量が全重量の一五%以下のもの 2 その他のもの</p>	二四% 二五%

一九・〇四	<p>(ii) その他のもの その他のもの 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四二条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）</p> <p>穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食品</p> <p>二 米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかを単に膨張させて又はいつて得た物品の含有量が全重量の五〇%以上の調製食品</p> <p>(一) 米のもの 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三二条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四二条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>(二) 小麦（ライ小麦を含む。）のもの 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの</p>	二五%
一九〇四・一〇	<p>(二) 小麦（ライ小麦を含む。）のもの 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの</p>	一九・二% 一九・二%

入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

(三) 大麦(裸麦を含む。)のもののうち

いつてない穀物のフレックから得た調製食料品及びいつてない穀物のフレックといった穀物のフレック又は膨張させた穀物との混合物から得た調製食料品

(一) 米のもののうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三二条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

(二) 小麦(ライ小麦を含む。)のもののうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

(三) 大麦(裸麦を含む。)のもののうち

ブルガール小麦のうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

その他のもの

一 米のもの

(1) 米の含有量が全重量の三〇%以下のもの
(2) その他のものうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三二条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

二 小麦又はライ小麦のものうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

二〇・〇二	<p>めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>三 大麦又は裸麦のもののうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	二五%
二〇〇二・九〇	<p>その他のもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) トマトピューレー及びトマトペーストのうち トマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するものについて、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの</p>	無税
二〇・〇八	<p>果実、ナットその他植物の食用の部分(その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。)</p> <p>パイナップル</p> <p>一 砂糖を加えたもの</p> <p>(一) 気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のもの(細片にし、破碎し又はバルブ状にしたものを除く。)(のうち</p>	無税
二〇〇八・二〇	<p>この号の一の(一)及び二の(一)に掲げるパイナップルについて、当該年度における国内需要見込数量から国内で生産されるもの(国内産の生鮮のパイナップルを</p>	無税

二二・〇一	<p>原料とするものに限る。)の見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この号において「共通の限度数量」という。)(以内のもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のもの(細片にし、破碎し又はバルブ状にしたものを除く。)(のうち 共通の限度数量以内のもの</p> <p>コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物(いつたものに限る。)(並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物(コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品</p> <p>二 エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品</p> <p>二 コーヒーをもととした調製品</p> <p>(一) ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの</p> <p>A 乳脂肪分が全重量の三〇%以下のものうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>B その他のもののうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品</p> <p>二 茶又はマテをもととした調製品</p> <p>(一) ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの</p>	無税
二二〇二・一〇		二五%
二二〇一・二〇		二五%

二一・〇六 二一〇六・一〇	<p>調製食料品(他の項に該当するものを除く。)</p> <p>たんばく質濃縮物及び繊維状にしたたんばく質系物質</p> <p>一 ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品(たんばく質の含有量が全重量の八〇%以上でその成分中植物性たんばくの重量が最大のたんばく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が五〇〇グラム未満のものを除く。)のうち</p> <p>その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>植物性たんばくの調製品</p> <p>その他のもの</p> <p>二一〇六・九〇</p> <p>その他のもの</p> <p>一 ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品</p> <p>(一) 乳脂肪分が全重量の三〇%以下のものうち</p> <p>ちその他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんばくを加水分解したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>(二) その他のものうち</p> <p>調製食用脂(第四・〇五項の物品の含有量が全重量の三〇%を超え七〇%以下のものに限る。)のうち</p> <p>一八、九七トンを基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの</p>	<p>A 乳脂肪分が全重量の三〇%以下のものうち</p> <p>その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>二五%</p> <p>B その他のものうち</p> <p>その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>二五%</p>
------------------	---	--

二	<p>二 その他のもの</p> <p>(一) 米、小麦(ライ小麦を含む。)又は大麦(裸麦を含む。)のいずれかの含有量が全重量の三〇%を超える調製食料品</p> <p>A 米の含有量が全重量の三〇%を超えるものうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>B その他のもの</p> <p>(a) 小麦(ライ小麦を含む。)の含有量が全重量の三〇%を超えるものうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定</p>	<p>ニュージーランドを原産地とするもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんばくを加水分解したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>二五%</p> <p>二五%</p> <p>二二%</p> <p>二二%</p>
---	--	---

二五%

<p>二二・〇七</p>	<p>エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかに問わない。）</p> <p>エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。）</p> <p>一 アルコール分が九〇%以上のもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>B その他のもののうち</p> <p>バイオマス（動植物に由来する有機物（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）から製造したものである旨が政令で定めるところにより証明されたものであり、かつ、エチルターシャリーブチルエーテルの製造の用に供するもの</p>	<p>二二〇七・一〇</p>	<p>めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>(b) 大麦（裸麦を含む。）の含有量が全重量の三〇%を超えるもののうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四条の二の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>二五%</p>
<p>二四・〇二</p>	<p>葉巻たばこ、シエルト、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）</p>	<p>二四〇二・二〇</p>	<p>紙巻たばこ（たばこを含有するものに限る。）</p> <p>石油及び歴青油（原油を除く。）これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油</p> <p>石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上の</p>	<p>無税</p>
<p>二七・一〇</p>	<p>石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもの</p>	<p>無税</p>	<p>石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもの</p>	<p>無税</p>
<p>二七二〇・二二</p>	<p>もので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、バイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。）</p> <p>軽質油及びその調製品</p> <p>一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）</p> <p>(一) 揮発油</p> <p>C その他のものうち</p> <p>政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの</p> <p>(二) 灯油</p> <p>B その他のもの</p> <p>(1) ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。）</p> <p>(2) その他のものうち</p> <p>政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの</p> <p>(三) 軽油のうち</p> <p>政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの</p> <p>その他のもの</p> <p>一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）</p> <p>(一) 灯油</p> <p>B その他のもの</p> <p>(1) ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。）</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの</p> <p>(二) 軽油</p> <p>政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの</p>	<p>二七二〇・一九</p>	<p>石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもの</p> <p>石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもの</p> <p>石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもの</p> <p>石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもの</p>	<p>無税</p>
<p>二七二〇・二〇</p>	<p>石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもの</p>	<p>無税</p>	<p>石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもの</p>	<p>無税</p>

二九〇・〇九	<p>未満のものを含む。）</p> <p>(一) 揮発油</p> <p>C その他のもののうち 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの</p> <p>(二) 灯油</p> <p>B その他のもの</p> <p>(1) ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限り。）</p> <p>(2) その他のもののうち 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの</p> <p>(三) 軽油のうち 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの</p>	無税
二九〇・九・一九	<p>非環式エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p>その他のものうち エチルターシャリブチルエーテルのうちバ イオマス（動植物に由来する有機物（原油、石油 ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから 製造される製品を除く。）をいう。）から製造した エチルアルコール（エタノール）を原料として製 造したものである旨が政令で定めるところによ り証明されたもの</p>	無税
四一〇・〇一	<p>牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（スプリットしてないもので、生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限り。）とし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）</p>	無税
四一〇・二・二〇	<p>全形の原皮（重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵したものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。）</p> <p>二 その他のものうち</p>	無税

四一〇・二・五〇	<p>全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）</p> <p>二 その他のものうち 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの</p>	二二%
四一〇・二・九〇	<p>その他のもの（バット、ベンズ及びベリーを含む。）</p> <p>二 その他のものうち 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの</p>	二二%
四一〇・〇四	<p>牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限り。）とし、スプリットしてあるかないかを問わない。）</p> <p>湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの フルグレーション（スプリットしてないものに限る。） 及びグリーンスプリット</p> <p>二 その他のものうち 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの</p>	二二%
四一〇・四・一一	<p>その他のもの</p> <p>二 その他のものうち 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの</p>	二二%
四一〇・四・一九	<p>その他のものうち 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの</p>	二二%

四一〇四・四一

乾燥状態（クラスト）のもの
フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）
及びグレーンスプリット

- 一 なめしたものの（再なめしをしたものを含む。）
で、これを超える加工をしてないもの
- (二) その他のものうち
共通の限度数量（第一種のもの）以
内のもの

二 その他のものうち

(一) 染色色したもののうち
この号の二の(一)及び第四一〇四・四
九号の二の(一)に掲げる牛（水牛を含
む。）又は馬類の動物のなめした皮並
びに第四一〇七・一一号の二の(一)、
第四一〇七・一二号の二の(一)、第四一〇
七・一九号の二の(一)、第四一〇七・
九二号の二の(一)及び第四一〇七・九
九号の二の(一)に掲げる牛（水牛を含
む。）又は馬類の動物の革について、
各年度において一、四六六、〇〇〇
平方メートルを基準とし、前年度に
おける輸入数量、国際市況その他の
条件を勘案して政令で定める数量
（以下この項及び第四一〇七項に
おいて「共通の限度数量（第二種
のもの）」という。）以内のもの

染色色したものの（全形の牛の皮
（表面積が一枚につき二・六平方
メートル以下のもの）及び水牛の
皮並びにローラーレザーを除
く。）
その他のもの
共通の限度数量（第一種のもの）以
内のもの

(二) その他のもの
共通の限度数量（第一種のもの）以
内のもの

四一〇四・四九

その他のもの

- 一 なめしたものの（再なめしをしたものを含む。）
で、これを超える加工をしてないもの
 - (二) その他のものうち
共通の限度数量（第一種のもの）以
内のもの
- 二 その他のものうち
(一) 染色色したもののうち

二二%

四一〇五・三〇

四一〇五

共通の限度数量（第二種のもの）以
内のもの
(二) その他のものうち
共通の限度数量（第一種のもの）以
内のもの
羊のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもの
で、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていな
いものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを
問わない。）

乾燥状態（クラスト）のもの

一 染色色したもののうち

この号の一に掲げる羊のなめした皮及び
第四一〇六・二二号の一に掲げるやぎのな
めした皮並びに第四一一二・〇〇号の二の
(一)に掲げる羊革及び第四一一三・一〇号の
二の(一)に掲げるやぎ革について、各年度に
おいて一、〇七〇、〇〇〇平方メートルを
基準とし、前年度における輸入数量、国際
市況その他の条件を勘案して政令で定め
る数量（第四一〇六・二二号、第四一一二・
〇〇号及び第四一一三・一〇号において
「共通の限度数量」という。）以内のもの
その他の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラスト
にしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が
付いていないものに限るものとし、スプリットしてある
かないかを問わない。）
やぎのもの

四一〇六・三二

乾燥状態（クラスト）のもの

一 染色色したもののうち

共通の限度数量以内のもの
牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革（なめした又はク
ラストにした後これらを超える加工をしたもので、パー
チメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないも
のに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わ
ず、第四一・一四項の革を除く。）
全形の革

四一〇七・一一

フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）

- 二 その他のもの
 - (一) 染色色し又は模様付けしたもののうち
共通の限度数量（第二種のもの）以
内のもの
- 染色色したものの（牛革（表面積が
一枚につき二・六平方メートル以
下のもの）及び水牛革並びにロー

一六%

二二%

一六%

一六%

一三・三%

四一〇七・一二	<p>ラーレザーを除く。） その他のもの 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの</p> <p>グレーンスプリット 二 その他のもの （一） 染色し又は模様付けしたもののうち 共通の限度数量（第二種のもの）以内のもの 染色したものの（牛革（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーザーを除く。） その他のもの 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの</p>	一六％ 二二％	四一〇七・九九	<p>ラーレザーを除く。） その他のもの 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの</p> <p>その他のもの 二 その他のもの （一） 染色し又は模様付けしたもののうち 共通の限度数量（第二種のもの）以内のもの （二） その他のもののうち 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの</p>	一六％ 二二％
四一〇七・一九	<p>その他のもの 二 その他のもの （一） 染色し又は模様付けしたもののうち 共通の限度数量（第二種のもの）以内のもの （二） その他のもののうち 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの</p> <p>その他のもの（サイドを含む。） フルグレーン（スプリットしてないものに限る。） 二 その他のもの （一） 染色し又は模様付けしたもののうち 共通の限度数量（第二種のもの）以内のもの 染色したものの（水牛革及びローラーザーを除く。） その他のもの 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの</p>	二二％ 一六％ 二二％	四一・一二 四一・二二・〇〇	<p>羊革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。） 二 その他のもの （一） 染色し又は模様付けしたもののうち 共通の限度数量以内のもの その他の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。） やぎのもの 二 その他のもの （一） 染色し又は模様付けしたもののうち 共通の限度数量以内のもの</p>	一六％ 一六％ 二二％
四一〇七・九二	<p>グレーンスプリット 二 その他のもの （一） 染色し又は模様付けしたもののうち 共通の限度数量（第二種のもの）以内のもの 染色したものの（水牛革及びローラーザーを除く。） その他のもの 共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの</p>	一三・三％ 一六％ 二二％	五〇・〇一 五〇〇二・〇〇	<p>繭繰糸に適するものに限る。）のうち この号に掲げる繭の数量（政令で定めるところにより生糸に換算した数量とする。）及び第五〇〇二・〇〇号の二に掲げる生糸の数量を合計した数量について、七九八トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（第五〇〇二・〇〇号において「共通の限度数量」という。）以内のもの</p>	無税

六四・〇五 六四〇五・一〇	その他の履物 甲が革製又はコンポジションレザー製のもの 一 本底が革製のもの(甲がコンポジションレザー製のものに限る。) (一) 甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。)のうち 共通の限度数量以内のもの	これらの用途に供する履物及びスリッパを除く。)のうち 共通の限度数量以内のもの	二四%
六四〇五・九〇	その他のもの 一 本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のもの (一) 甲に毛皮を使用したもの A 甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。)のうち 共通の限度数量以内のもの (二) その他のもの A 本底が革製のもの (ii) 甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。)のうち 共通の限度数量以内のもの		二四%
七四〇二・〇〇	粗銅及び電解精製用陽極銅のうち 課税価格が一キログラムにつき四七五円を超え四九〇円以下のもの		二四%
七四・〇三	課税価格が一キログラムにつき四九〇円を超えるもの 精製銅又は銅合金の塊 精製銅		無税
七四〇三・一一	陰極銅及びその切断片のうち 課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの		無税
七四〇三・二二	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの ワイヤバーのうち 課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの		無税
七四〇三・二二	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの ビレットのうち 課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの		無税
七四〇三・一九	その他のもののうち 課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの		無税
七四〇三・二二	銅合金 銅・すず合金(青銅)のうち 課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの		無税
七四〇三・二九	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの その他の銅合金(第七四・〇五項のマスターアロイ)		無税

七八〇一・九一	を除外。のうち 課税価格が一キログラムにつき四八五円を超える 五〇〇円以下のもの	一キログラムに つき、課税価格と 五〇〇円との差 額	無税
七八〇一・二〇	鉛の塊 精製鉛のうち 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超える もの 八〇円以下のもの	無税	一キログラムに つき、課税価格と 一八〇円との差 額
七八〇一・九二	その他のもの 含有する鉛以外の元素のうち重量においてアンチ モンが主なもの 一 電解精製用のもの(鉛の含有量が全重量の九 五%を超えるものに限る。)のうち 課税価格が一キログラムにつき一六五 円三七銭を超える一七〇円以下のもの	無税	一キログラムに つき、課税価格と 一七〇円との差 額
七八〇一・九九	その他のもの 二 その他のもの (一) 電解精製用のもの(鉛の含有量が全重量 の九五%を超えるものに限る。)のうち 課税価格が一キログラムにつき一六 五円三七銭を超える一七〇円以下のもの	無税	一キログラムに つき、課税価格と 額

七九〇一・二二	課税価格が一キログラムにつき二五〇円を超えるもの	一七〇円との差 額	無税
七九〇一・二一	(一) その他のもののうち 課税価格が一キログラムにつき一七 二円を超える一八〇円以下のもの	無税	一キログラムに つき、課税価格と 一八〇円との差 額
七九〇一・二〇	亜鉛の塊 亜鉛(合金を除く。) 課税価格が一キログラムにつき一八 〇円を超えるもの	無税	一キログラムに つき、課税価格と 額
七九〇一・二一	課税価格が一キログラムにつき二四二円を超える 二五〇円以下のもの	無税	一キログラムに つき、課税価格と 二五〇円との差 額
七九〇一・二二	課税価格が一キログラムにつき二五〇円を超える もの 亜鉛の含有量が全重量の九九・九九%未満のもの のうち 課税価格が一キログラムにつき二四二円を超える 二五〇円以下のもの	無税	一キログラムに つき、課税価格と 二五〇円との差 額

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の六関係)

別表第一の二 削除

<p>(1) 課税価格が一キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格(枝肉に係る基準輸入価格(別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第二項第一号に定める価格をいう。以下この項において同じ。))から当該区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(1)に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項において同じ。)(以下のも)</p>	<p>(2) 課税価格が一キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格を超え、枝肉に係る分岐点価格(枝肉に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(3)に定める率(例えば、四・九%の場合は〇・〇四九に一を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項において同じ。))以下のもの</p>	<p>(3) 課税価格が一キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの 骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの(骨付きのものに限る。)</p>	<p>二 その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格(部分肉に係る基準輸入価格(別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第三項第一号に定める価格をいう。以下この項及び第〇二・〇六項において同じ。))から当該区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(1)に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項及び第〇二・〇六項において同じ。))以下のもの</p>	<p>(2) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格(部分肉に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(3)に定める率(例えば、四・九%の</p>
<p>一キログラムに一キログラムにつき四一四円三つ三錢</p>	<p>一キログラムに一キログラムにつき四一四円三つ三錢</p>	<p>四・九% 額</p>	<p>一キログラムに一キログラムにつき五五二円八つ三錢</p>	<p>一キログラムに一キログラムにつき五五二円八つ三錢</p>
<p>一キログラムに一キログラムにつき四〇三円六つ三錢</p>	<p>一キログラムに一キログラムにつき四〇三円六つ三錢</p>	<p>四・八% 額</p>	<p>一キログラムに一キログラムにつき五三八円六つ三錢</p>	<p>一キログラムに一キログラムにつき五三八円六つ三錢</p>
<p>一キログラムに一キログラムにつき三九三円</p>	<p>一キログラムに一キログラムにつき三九三円</p>	<p>四・七% 額</p>	<p>一キログラムに一キログラムにつき五四四円五つ三錢</p>	<p>一キログラムに一キログラムにつき五四四円五つ三錢</p>
<p>一キログラムに一キログラムにつき三八二円三つ三錢</p>	<p>一キログラムに一キログラムにつき三八二円三つ三錢</p>	<p>四・五% 額</p>	<p>一キログラムに一キログラムにつき五一〇円三つ三錢</p>	<p>一キログラムに一キログラムにつき五一〇円三つ三錢</p>
<p>一キログラムに一キログラムにつき三七一元六つ三錢</p>	<p>一キログラムに一キログラムにつき三七一元六つ三錢</p>	<p>四・四% 額</p>	<p>一キログラムに一キログラムにつき四九六円二つ三錢</p>	<p>一キログラムに一キログラムにつき四九六円二つ三錢</p>
<p>一キログラムに一キログラムにつき三六一円</p>	<p>一キログラムに一キログラムにつき三六一円</p>	<p>四・三% 額</p>	<p>一キログラムに一キログラムにつき四八二円</p>	<p>一キログラムに一キログラムにつき四八二円</p>

〇二〇三・二九	<p>(2) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの</p> <p>(3) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの</p> <p>その他のもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの</p> <p>(2) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの</p>	<p>三銭</p> <p>四・九%</p> <p>七銭</p> <p>四・八%</p> <p>〇銭</p> <p>四・七%</p> <p>三銭</p> <p>四・五%</p> <p>七銭</p> <p>四・四%</p>
〇二〇六・三〇	<p>食用のくず肉(牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニ―のもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限り。)</p> <p>豚のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。)</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) その他のもの</p> <p>(1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの</p> <p>(2) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの</p> <p>(3) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの</p>	<p>四・九%</p> <p>四・八%</p> <p>四・七%</p> <p>四・五%</p> <p>四・四%</p> <p>四・三%</p>
〇二〇六・四九	<p>豚のもの(冷凍したものに限り。)</p> <p>その他のもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) その他のもの</p> <p>(3) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの</p>	<p>四・九%</p> <p>四・八%</p> <p>四・七%</p> <p>四・五%</p> <p>四・四%</p> <p>四・三%</p>

一〇〇一・九九	別表第一一〇〇一・九九号に掲げる税率の適用を受けるもの以外 のもの	一キログラムにつき一円六十三銭	一キログラムにつき一円四十七銭	一キログラムにつき一円九〇銭	一キログラムにつき一円五十三銭	一キログラムにつき一円一七銭九円八〇銭
一〇〇三・一〇	大麦及び裸麦 播種は 播種用のものうち 別表第一一〇〇三・一〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外 のもの	一キログラムにつき一円七十三銭	一キログラムにつき一円四十七銭	一キログラムにつき一円二〇銭	一キログラムにつき一円九三銭	一キログラムにつき一円六七銭一〇円四〇銭
一〇〇三・九〇	その他のものうち 別表第一一〇〇三・九〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外 のもの	一キログラムにつき一円七十三銭	一キログラムにつき一円四十七銭	一キログラムにつき一円二〇銭	一キログラムにつき一円九三銭	一キログラムにつき一円六七銭一〇円四〇銭
一〇〇六・一〇	米 もみのうち 別表第一一〇〇六・一〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外 のもの	一キログラムにつき一円七十三銭	一キログラムにつき一円四十七銭	一キログラムにつき一円二〇銭	一キログラムにつき一円九三銭	一キログラムにつき一円六七銭一〇円四〇銭
一〇〇六・二〇	玄米のうち 別表第一一〇〇六・二〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外 のもの	一キログラムにつき一円七十三銭	一キログラムにつき一円四十七銭	一キログラムにつき一円二〇銭	一キログラムにつき一円九三銭	一キログラムにつき一円六七銭一〇円四〇銭
一〇〇六・三〇	精米(研磨してあるかないか又はつや出ししてあるかないかを問わない。)のうち 別表第一一〇〇六・三〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外 のもの	一キログラムにつき一円七十三銭	一キログラムにつき一円四十七銭	一キログラムにつき一円二〇銭	一キログラムにつき一円九三銭	一キログラムにつき一円六七銭一〇円四〇銭
一〇〇六・四〇	碎米のうち 別表第一一〇〇六・四〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外 のもの	一キログラムにつき一円七十三銭	一キログラムにつき一円四十七銭	一キログラムにつき一円二〇銭	一キログラムにつき一円九三銭	一キログラムにつき一円六七銭一〇円四〇銭
一〇〇八	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物	一キログラムにつき五九円一七銭四九円	一キログラムにつき五九円一七銭四九円	一キログラムにつき五九円一七銭四九円	一キログラムにつき五九円一七銭四九円	一キログラムにつき五九円一七銭四九円

一〇〇八・六〇	ライ小麦 二 その他のものうち 別表第一一〇〇八・六〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムに一キログラムにつき一円六三銭	一キログラムに一キログラムにつき一円二七銭	一キログラムに一キログラムにつき一円九〇銭	一キログラムに一キログラムにつき一円五三銭	一キログラムに一キログラムにつき一円一七銭	一キログラムに一キログラムにつき九円八〇銭
一一〇一・〇〇	小麦粉及びメスリン粉のうち 別表第一二〇一・〇〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムに一キログラムにつき三〇円四七銭	一キログラムに一キログラムにつき二九円七〇銭	一キログラムに一キログラムにつき二八円九三銭	一キログラムに一キログラムにつき二八円一七銭	一キログラムに一キログラムにつき二七円四〇銭	
一一〇二・三〇	穀粉(小麦粉及びメスリン粉を除く。) 別表第一一〇二・三〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムに一キログラムにつき三五円	一キログラムに一キログラムにつき三四円	一キログラムに一キログラムにつき三三円	一キログラムに一キログラムにつき三二円	一キログラムに一キログラムにつき三一円	
一一〇二・九〇	その他のもの 一 大麦粉及び裸麦粉のうち 別表第一一〇二・九〇号の一に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの 二 ライ小麦粉のうち 別表第一一〇二・九〇号の二に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの 三 米粉のうち 別表第一一〇二・九〇号の三に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムに一キログラムにつき三三円	一キログラムに一キログラムにつき三二円	一キログラムに一キログラムにつき三一円	一キログラムに一キログラムにつき三〇円	一キログラムに一キログラムにつき二九円	一キログラムに一キログラムにつき二八円
一一〇三・三三	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット ひき割り穀物及び穀物のミール 小麦のものうち 別表第一一〇三・三三号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムに一キログラムにつき二八円九三銭	一キログラムに一キログラムにつき二八円一七銭	一キログラムに一キログラムにつき二七円四〇銭	一キログラムに一キログラムにつき二六円七三銭	一キログラムに一キログラムにつき二六円〇六銭	一キログラムに一キログラムにつき二五円三九銭
一一〇三・一九	その他の穀物のもの 一 大麦又は裸麦のものうち 別表第一一〇三・一九号の一に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの 二 ライ小麦のものうち	一キログラムに一キログラムにつき二五円	一キログラムに一キログラムにつき二四円	一キログラムに一キログラムにつき二三円	一キログラムに一キログラムにつき二二円	一キログラムに一キログラムにつき二一円	

<p>別表第一第一〇三・一九号の二に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの</p>	<p>一キログラムにつき三〇円四七</p>	<p>一キログラムにつき二九円七〇</p>	<p>一キログラムにつき二八円九三</p>	<p>一キログラムにつき二八円一七</p>	<p>一キログラムにつき二七円四〇</p>
<p>四 米のもののうち 別表第一第一〇三・一九号の四に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの</p>	<p>一キログラムにつき三〇円四七</p>	<p>一キログラムにつき二九円七〇</p>	<p>一キログラムにつき二八円九三</p>	<p>一キログラムにつき二八円一七</p>	<p>一キログラムにつき二七円四〇</p>
<p>一〇三・二〇号の一に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの</p>	<p>一キログラムにつき三〇円四七</p>	<p>一キログラムにつき二九円七〇</p>	<p>一キログラムにつき二八円九三</p>	<p>一キログラムにつき二八円一七</p>	<p>一キログラムにつき二七円四〇</p>
<p>三 とうもろこし又は米のもの 米のものうち 別表第一第一〇三・二〇号の三の(二)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの</p>	<p>一キログラムにつき三〇円四七</p>	<p>一キログラムにつき二九円七〇</p>	<p>一キログラムにつき二八円九三</p>	<p>一キログラムにつき二八円一七</p>	<p>一キログラムにつき二七円四〇</p>
<p>四 大麦又は裸麦のものうち 別表第一第一〇三・二〇号の四に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの</p>	<p>一キログラムにつき三五円</p>	<p>一キログラムにつき三四円</p>	<p>一キログラムにつき三三円</p>	<p>一キログラムにつき三二円</p>	<p>一キログラムにつき三一円</p>
<p>五 ライ小麦のものうち 別表第一第一〇三・二〇号の五に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの</p>	<p>一キログラムにつき三〇円四七</p>	<p>一キログラムにつき二九円七〇</p>	<p>一キログラムにつき二八円九三</p>	<p>一キログラムにつき二八円一七</p>	<p>一キログラムにつき二七円四〇</p>
<p>二一・〇四 その他の加工穀物(例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。)及び穀物の胚芽(全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。) ロールにかけ又はフレーク状にした穀物 その他の穀物のも 小麦又はライ小麦のものうち 別表第一第一〇四・一九号の一に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの</p>	<p>一キログラムにつき三〇円四七</p>	<p>一キログラムにつき二九円七〇</p>	<p>一キログラムにつき二八円九三</p>	<p>一キログラムにつき二八円一七</p>	<p>一キログラムにつき二七円四〇</p>
<p>二 とうもろこし又は米のもの 米のものうち 別表第一第一〇四・一九号の二の(二)に掲げる税率</p>	<p>一キログラムにつき三〇円四七</p>	<p>一キログラムにつき二九円七〇</p>	<p>一キログラムにつき二八円九三</p>	<p>一キログラムにつき二八円一七</p>	<p>一キログラムにつき二七円四〇</p>

点価格以下のもの

(2) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの

一六〇二・四二

肩肉及びこれを分割したもの
一 ハム及びベーコン(滅菌したものを除く。)、プレスハム(豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。)、並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉(一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。)のみから成るもの(調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。)

(1) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの

(2) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの
その他のもの(混合物を含む。)
二 その他のもの
一 ハム及びベーコン(滅菌したものを除く。)、プレスハム(豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。)、並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉(一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。)のみから成るもの(調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。)

一六〇二・四九

(1) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの

一キログラムにつき豚肉加工品につき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格に〇・六を乗じて得た額との差額	九・八%	一キログラムにつき豚肉加工品につき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格に〇・六を乗じて得た額との差額	九・八%	一キログラムにつき豚肉加工品につき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格に〇・六を乗じて得た額との差額	九・五%	一キログラムにつき豚肉加工品につき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格に〇・六を乗じて得た額との差額	九・三%	一キログラムにつき豚肉加工品につき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格に〇・六を乗じて得た額との差額	九%	一キログラムにつき豚肉加工品につき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格に〇・六を乗じて得た額との差額	八・八%	一キログラムにつき豚肉加工品につき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格に〇・六を乗じて得た額との差額	八・五%
--	------	--	------	--	------	--	------	--	----	--	------	--	------

一九〇一

一九〇一・二〇

(2) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの
 麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)

第一九〇一・二〇五項のペーカリー製品製造用の混合物及び練り生地
 一 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)、米菓生地(乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)、及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。)

(二) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの(ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)

A 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)、及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるものうち
 別表第一一九〇一・二〇号の(一)のAに掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

B 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)、及びでん粉のうち、小麦産品(ライ小麦産品を含む。))が最大の重量を占めるものうち
 別表第一一九〇一・二〇号の(二)のBに掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

税額	税率	課税価格	税額	税率	課税価格	税額	税率	課税価格	税額	税率	課税価格	税額	税率	課税価格	税額	税率	課税価格	税額	税率		
九・八%	九・八%	一キログラムにつき三二円二角三分	三・一六元	九・五%	一キログラムにつき三三円四角七分	三・一八元	九・三%	一キログラムにつき二九円七角	二・七六元	九%	一キログラムにつき二八円九角三分	二・五七元	八・八%	一キログラムにつき二八円一角七分	二・四七元	八・五%	一キログラムにつき二七円四角	二・三三元	八・五%	一キログラムにつき二七円四角	二・三三元

<p>C 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)、及びでん粉のうち、大麦産品(裸麦産品を含む。)(が最大の重量を占めるものうち) 別表第一一九〇一・二〇号の一の(二)のCに掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの</p>	<p>一キログラムにつき三六円</p>	<p>一キログラムにつき三五円</p>	<p>一キログラムにつき三四円</p>	<p>一キログラムにつき三三元</p>	<p>一キログラムにつき三二元</p>	<p>一キログラムにつき三一元</p>
<p>D 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)、及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの (a) 小麦でん粉を含有するものうち 別表第一一九〇一・二〇号の一の(二)のDの(a)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの</p>	<p>一キログラムにつき三九円九〇銭</p>	<p>一キログラムにつき三八円八〇銭</p>	<p>一キログラムにつき三七円七〇銭</p>	<p>一キログラムにつき三六円六〇銭</p>	<p>一キログラムにつき三五円五〇銭</p>	<p>一キログラムにつき三四円四〇銭</p>
<p>(三) 米菓生地(乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)(のうち別表第一一九〇一・二〇号の一の(三)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの</p>	<p>一キログラムにつき六五円一七銭</p>	<p>一キログラムにつき六五円一七銭</p>	<p>一キログラムにつき六五円一七銭</p>	<p>一キログラムにつき六五円一七銭</p>	<p>一キログラムにつき六五円一七銭</p>	<p>一キログラムにつき六五円一七銭</p>
<p>その他のもの 一 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)、第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。)、及び餅、だんごその他これらに類する米産品(乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。) (二) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの(ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。) A 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)、及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるものうち 別表第一一九〇一・九〇号の一の(二)のAに掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの</p>	<p>一キログラムにつき六五円一七銭</p>	<p>一キログラムにつき六五円一七銭</p>	<p>一キログラムにつき六五円一七銭</p>	<p>一キログラムにつき六五円一七銭</p>	<p>一キログラムにつき六五円一七銭</p>	<p>一キログラムにつき六五円一七銭</p>

B 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。) 及びでん粉のうち、小麦産品(ライ小麦産品を含む。) が最大の重量を占めるもののうち 別表第一一九〇一・九〇号の(一)の(二)のBに掲げる 税率の適用を受けるもの以外のもの	C 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。) 及びでん粉のうち、大麦産品(裸麦産品を含む。) が最大の重量を占めるもののうち 別表第一一九〇一・九〇号の(一)の(二)のCに掲げる 税率の適用を受けるもの以外のもの	D 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。) 及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの (a) 小麦でん粉を含有するもののうち 別表第一一九〇一・九〇号の(一)の(二)のDの(a)に掲げる 税率の適用を受けるもの以外のもの	(三) 餅、だんごその他これらに類する米産品(乳幼児用又は食餌療法のものを除く。) のうち 別表第一一九〇一・九〇号の(一)の(三)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	穀物又は穀物産品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品(例えば、コーンフレーク)並びに粒状又はフレーク状の穀物(とうもろこしを除く。) 及びその他の加工穀物(粉、ひき割り穀物及びミールを除く。) であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの(他の項に該当するものを除く。) 穀物又は穀物産品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品 一 米、小麦(ライ小麦を含む。) 又は大麦(裸麦を含む。) のいずれかを単に膨脹させて又はいつて得た物品の含有量が全重量の五〇%以上の調製食料品 (一) 米のものうち 別表第一一九〇四・一〇号の(一)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	(二) 小麦(ライ小麦を含む。) のものうち 別表第一一九〇四・一〇号の(二)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの
一キログラムにつき三二〇円四七銭	一キログラムにつき二九七〇銭	一キログラムにつき三三三円	一キログラムにつき三三六円	一キログラムにつき三三六円	一キログラムにつき三三六円
一キログラムにつき三二〇円四七銭	一キログラムにつき二九七〇銭	一キログラムにつき三三三円	一キログラムにつき三三六円	一キログラムにつき三三六円	一キログラムにつき三三六円
一キログラムにつき三二〇円四七銭	一キログラムにつき二九七〇銭	一キログラムにつき三三三円	一キログラムにつき三三六円	一キログラムにつき三三六円	一キログラムにつき三三六円
一キログラムにつき三二〇円四七銭	一キログラムにつき二九七〇銭	一キログラムにつき三三三円	一キログラムにつき三三六円	一キログラムにつき三三六円	一キログラムにつき三三六円
一キログラムにつき三二〇円四七銭	一キログラムにつき二九七〇銭	一キログラムにつき三三三円	一キログラムにつき三三六円	一キログラムにつき三三六円	一キログラムにつき三三六円
一キログラムにつき三二〇円四七銭	一キログラムにつき二九七〇銭	一キログラムにつき三三三円	一キログラムにつき三三六円	一キログラムにつき三三六円	一キログラムにつき三三六円
一キログラムにつき三二〇円四七銭	一キログラムにつき二九七〇銭	一キログラムにつき三三三円	一キログラムにつき三三六円	一キログラムにつき三三六円	一キログラムにつき三三六円
一キログラムにつき三二〇円四七銭	一キログラムにつき二九七〇銭	一キログラムにつき三三三円	一キログラムにつき三三六円	一キログラムにつき三三六円	一キログラムにつき三三六円

一九〇四

一九〇四・一〇

用を受けるもの以外のもの

一キログラムにつき二九円四〇
つき三〇円二〇銭

(三) 大麦(裸麦を含む。)のもののうち

別表第一一九〇四・一〇号の二の(三)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

一キログラムにつき二九円四〇
つき三〇円二七銭

いつてない穀物のフレークから得た調製食料品及びいつてない穀物のフレークといつた穀物のフレーク又は膨脹させた穀物との混合物から得た調製食料品

二 米、小麦(ライ小麦を含む。)又は大麦(裸麦を含む。)のいずれかを単に膨脹させて得た物品の含有量が全重量の五〇%以上の調製食料品

用を受けるもの以外のもの

一キログラムにつき二八円八〇
つき二七円八〇銭

(二) 小麦(ライ小麦を含む。)のもののうち

別表第一一九〇四・二〇号の二の(二)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

一キログラムにつき二九円四〇
つき三〇円二〇銭

(三) 大麦(裸麦を含む。)のもののうち

別表第一一九〇四・二〇号の二の(三)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

一キログラムにつき二九円五三
つき三〇円二七銭

ブルガー小麦のうち

別表第一一九〇四・三〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

一キログラムにつき二八円八〇
つき二七円三七銭

その他のもの

一 米のものうち

別表第一一九〇四・九〇号の一に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

一キログラムにつき二八円八〇
つき二七円三七銭

二 小麦又はライ小麦のものうち

別表第一一九〇四・九〇号の二に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

一キログラムにつき二八円六〇
つき二七円八〇銭

別表第一の五 削除

別表第一の六 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算関税率表（第七条の三関係）

項名	品目	税率
一 関税率法別表（以下この表において「関税率表」という。）第〇四〇一・一〇号の一に掲げる物品	八・一%及び一キログラムにつき二〇円五	七・七%及び一キログラムにつき一九円五〇銭
二 関税率表第〇四〇一・二〇号の一に掲げる物品	八・一%及び一キログラムにつき四三円五	七・七%及び一キログラムにつき四四円一
三 関税率表第〇四〇一・四〇号の一又は第〇四〇一・五〇号の一(一)に掲げる物品	八・一%及び一キログラムにつき二四二円	七・五%及び一キログラムにつき二四四円
第〇四〇一・五〇号の一(二)に掲げる物品	八・一%及び一キログラムにつき四四八円	七・五%及び一キログラムにつき四四三円
四 関税率表第〇四〇二・一〇号の一に掲げる物品	一・四%及び一キログラムにつき一五〇円	〇・五%及び一キログラムにつき一三九円
関税率表第〇四〇二・一〇号の二(一)に掲げる物品	一キログラムにつき一四七円五	一キログラムにつき一三九円七
関税率表第〇四〇二・一〇号の二(二)に掲げる物品	八・一%及び一キログラムにつき一五〇円	七・五%及び一キログラムにつき一三九円
関税率表第〇四〇二・二〇号の一(一)又は第〇四〇二・二〇号の一(二)に掲げる物品	九・八%及び一キログラムにつき三三九円	九%及び一キログラムにつき三三九円
関税率表第〇四〇二・二〇号の二(一)に掲げる物品	一キログラムにつき二八銭	六銭
関税率表第〇四〇二・二〇号の二(二)に掲げる物品	一六二円五〇銭	一四四円八三銭
関税率表第〇四〇二・二〇号の二(三)に掲げる物品	八・一%及び一キログラムにつき一六二円	七・三%及び一キログラムにつき一四四円
関税率表第〇四〇二・二〇号の二(四)に掲げる物品	五〇銭	八三銭
関税率表第〇四〇二・二〇号の二(五)に掲げる物品	一・四%及び一キログラムにつき一六二円	〇・二%及び一キログラムにつき一四九円
	円五〇銭	六七銭
	円三三銭	円一七銭
	円三三銭	円
	円一七銭	円八三銭
	円五〇銭	六七銭

一六	関税率表第〇四〇二・二九号の二に掲げる物品
一七	関税率表第〇四〇二・九一号の二の(二)に掲げる物品
一八	関税率表第〇四〇二・九一号の二に掲げる物品
一九	関税率表第〇四〇二・九九号の二の(二)に掲げる物品
二〇	関税率表第〇四〇二・九九号の二に掲げる物品
二一	関税率表第〇四〇三・一〇号の一に掲げる物品
二二	関税率表第〇四〇三・九〇号の一の(一)に掲げる物品
二三	関税率表第〇四〇三・九〇号の一の(二)に掲げる物品
二四	関税率表第〇四〇三・九〇号の一の(三)に掲げる物品
二五	関税率表第〇四〇四・一〇号の一の(一)に掲げる物品
二六	関税率表第〇四〇四・一〇号の一の(二)に掲げる物品
二七	関税率表第〇四〇四・九〇号の一の(一)に掲げる物品
二八	関税率表第〇四〇四・九〇号の一の(二)に掲げる物品
二九	関税率表第〇四〇四・九〇号の一の(三)に掲げる物品
三〇	関税率表第〇四〇五・一〇号の一、第〇四〇五・二〇号又は第〇四〇五・九〇号の一に掲げる物品
三一	関税率表第〇四〇五・一〇号の二又は第〇四〇五・九〇号の二に掲げる物品
三二	関税率表第〇七一一・一〇号の二の(二)に掲げる物品
三三	関税率表第〇七一一・三二号に掲げる物品
三四	関税率表第〇七一一・三三号の二の(二)に掲げる物品
三五	関税率表第〇七一一・三四号の二の(二)又は第〇七一一・三五号の二の(二)に掲げる物品
	関税率表第〇七一一・三九号の二の(二)に掲げる物品のうち 竹小豆以外のもの
三六	関税率表第〇七一一・三九号の二の(二)に掲げる物品のうち 竹小豆
三七	関税率表第〇七一一・五〇号の二の(二)に掲げる物品
三八	関税率表第〇七一一・六〇号の二の(二)又は第〇七一一・九〇号の二の(二)に掲げる物品
三九	関税率表第〇一〇一・一一号又は第〇一〇一・一九号に掲げる物品
四〇	関税率表第〇一〇一・九一号又は第〇一〇一・九九号に掲げる物品のうち メスリン
四一	関税率表第〇一〇一・九一号に掲げる物品のうち メスリン以外のもの
	関税率表第〇一〇一・九九号に掲げる物品のうち

四二	関税率表第〇一〇一・九九号に掲げる物品のうち メスリン以外のもので飼料用のもの
四三	関税率表第〇一〇三・一〇号に掲げる物品のうち 関税率表第〇一〇三・九〇号に掲げる物品のうち 飼料用以外のもの
四四	関税率表第〇一〇三・九〇号に掲げる物品のうち 飼料用のもの
四四の二	関税率表第〇一〇六・一〇号に掲げる物品
四四の三	関税率表第〇一〇六・二〇号に掲げる物品
四四の四	関税率表第〇一〇六・三〇号に掲げる物品
四四の五	関税率表第〇一〇六・四〇号に掲げる物品
四五	関税率表第〇一〇八・六〇号に掲げる物品
四六	関税率表第〇一〇一・〇〇号に掲げる物品のうち グルタミン酸ソーダ製造用のもの
四七	関税率表第〇一〇一・〇〇号に掲げる物品のうち グルタミン酸ソーダ製造用のもの以外のもの
四八	関税率表第〇一〇二・九〇号の一に掲げる物品
四九	関税率表第〇一〇二・九〇号の二に掲げる物品
四九の二	関税率表第〇一〇二・九〇号の三に掲げる物品
五〇	関税率表第〇一〇三・一一号に掲げる物品
五一	関税率表第〇一〇三・一九号の一に掲げる物品
五二	関税率表第〇一〇三・一九号の二に掲げる物品
五二の二	関税率表第〇一〇三・一九号の四に掲げる物品
五三	関税率表第〇一〇三・二〇号の一に掲げる物品
五三の二	関税率表第〇一〇三・二〇号の三の(二)に掲げる物品
五四	関税率表第〇一〇三・二〇号の四に掲げる物品
五五	関税率表第〇一〇三・二〇号の五に掲げる物品
五六	削除
五七	関税率表第〇一〇四・一九号の一に掲げる物品のうち 小麦のもの
五八	関税率表第〇一〇四・一九号の一に掲げる物品のうち

〇二〇三・三

〇二〇三・二

(3) 一頭の課税価格が生きている豚に係る分岐点価格を超えるもの
豚の肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)
生鮮のもの及び冷蔵したもの
枝肉及び半丸枝肉

(1) 課税価格が一キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格(枝肉に係る基準輸入価格(別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第二項第一号に定める価格をいう。以下この項において同じ。))から当該区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(1)に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項において同じ。)

(2) 課税価格が一キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格を超え、枝肉に係る分岐点価格(枝肉に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるもの(例えは、六・五%の場合は〇・〇六五)に一を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項において同じ。))以下のもの

(3) 課税価格が一キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの
骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの(骨付きのものに限る。)
二 其他のもの

(1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格(部分肉に係る基準輸入価格(別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第三項第一号に定める価格をいう。以下この項及び第〇二・〇六項において同じ。))から当該区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの

課税価格との差額
一三・一%
一二・七%
一二・四%
一二%
一一・七%
一一・三%

課税価格との差額	課税価格との差額	課税価格との差額	課税価格との差額	課税価格との差額	課税価格との差額
一三・一%	一二・七%	一二・四%	一二%	一一・七%	一一・三%
一キログラムにつき五五二円四	一キログラムにつき五三八円二	一キログラムにつき五二四円	一キログラムにつき五〇九円七	一キログラムにつき四九五円五	一キログラムにつき四八一円三
四銭	三銭	七銭	六銭	三銭	
六・五%	六・四%	六・三%	六%	五・九%	五・七%
一キログラムにつき七一九円二	一キログラムにつき六九九円三	一キログラムにつき六八〇円四	一キログラムにつき六六一円五	一キログラムにつき六四二円六	
三銭	三銭	四銭	六銭	七銭	

〇二〇三・二

別表第二 農水産物等特恵関税率表（第八条の二関係）

関税率法別表の番 号	品名	税率
〇二・〇六	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒ ニ―のもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに 限る。）	
〇二〇六・三〇	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） 二―その他のもの	四・三%
〇二〇六・四一	（一） 臓器 豚のもの（冷凍したものに限る。） 肝臓	四・三%
〇二〇六・四九	二―その他のもの その他のもの	四・三%
〇二・〇七	（一） 臓器 肉及び食用のくず肉で、第〇一・〇五項の家きんのもの（生 鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。） 鶏（ガルス・ドメスティクス）のもの 分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限 る。）	四・三%
〇二〇七・一四	一― 肝臓 七面鳥のもの 分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに 限る。）	無税
〇二〇七・二四	分割してないもの（冷凍したものに限る。）	無税
〇二〇七・二五	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵 したものに限る。）	無税
〇二〇七・二六	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限 る。）	無税
〇二〇七・二七	一― 肝臓 二―その他のもの あひるのもの 分割してないもの（冷凍したものに限る。） 脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限 る。）	無税 無税 四・八%
〇二〇七・四二	その他のもの（冷凍したものに限る。）	無税
〇二〇七・四三	肝臓 その他のもの がちようのもの 分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに 限る。）	四・八%
〇二〇七・五一	分割してないもの（冷凍したものに限る。）	四・八%
〇二〇七・五二	分割してないもの（冷凍したものに限る。）	四・八%
〇二〇七・五三	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限 る。）	無税
〇二〇七・五四	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限 る。）	四・八%
〇二〇七・五五	その他のもの（冷凍したものに限る。）	四・八%
〇二〇七・六〇	一― 肝臓 ほろほろ鳥のもの 二― その他のもの	無税
〇二・〇九	一― 肝臓（冷凍したものに限る。） 二― その他のもの	四・八%
〇二〇九・一〇	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方 法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、 塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）	四・八%
〇二〇九・九〇	豚のもの その他のもの	三%
〇三・〇一	魚（生きているものに限る。） 観賞用の魚	三%
〇三〇一・一一	淡水魚	無税
〇三〇一・一九	二― その他のもの その他のもの	無税
〇三〇五	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）、くん 製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による 調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚に粉、ミ ール及びペレット（食用に適するものに限る。）	無税
〇三〇五・二〇	魚の肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し 又は塩水漬けしたものに限る。）	無税
〇三・〇六	四― その他のもの 甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、 乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻 を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類 （殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくは くん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問 わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻 類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたも のであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミ ール及びペレット（食用に適するものに限る。）	無税
〇三〇六・九二	その他のもの いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス 属、パヌリス属又はヤヌス属のもの）	三・二%
〇三〇六・九二	一― くん製したもの 二― その他のもの	三・二%
〇三〇六・九二	ロブスター（ホマルス属のもの） 一― くん製したもの 二― その他のもの	三・二%
〇三〇六・九二	一― くん製したもの 二― その他のもの	四%

○三〇六・九三	かに	七・二%
○三〇六・九四	一 くん製したものの ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）	三・二%
○三〇六・九五	二 その他のもの	四%
○三〇六・九九	一 くん製したものの シュリンプ及びブロン	三・二%
	二 その他のもの	四%
	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）	三・二%
	一 くん製したものの	七・二%
	(一) えび	三・二%
	(二) その他のもの	四%
○三〇七・一九	かき	六・四%
	その他のもの	六・四%
	二 くん製したもののうち	六・四%
	貝柱以外のもの	六・四%
	い貝（ミュテイルス属又はペルナ属のもの）	六・四%
	その他のもの	六・四%
	二 くん製したもののうち	六・四%
	貝柱以外のもの	六・四%
	たこ（オクトプス属のもの）	五%
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	五%
	冷凍のもの	五%
	その他のもの	六・四%
	一 くん製したものの	六・四%
○三〇七・六〇	かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）	六・四%
	二 くん製したものの	六・四%
	クラム、コックル及びアークシエル（ふねがい科、アイランドがい科、ざるがい科、ぶじのはながい科、きぬまといがい科、ばかがい科、ちどりますおがい科、おおのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、まてがい科、しやこがい科又はまるすだれがい科のもの	六・四%

○三〇七・七九	その他のもの	六・四%
	二 くん製したもののうち	六・四%
	貝柱以外のもの	六・四%
	三 その他のもの	九%
	(三) その他のものうち	九%
	はまぐり（乾燥したものに限る。）	九%
	あわび（ハリオテイス属のもの）及びそでばら（ストロムプス属のもの）	六・四%
	その他のあわび（ハリオテイス属のもの）	六・四%
	一 くん製したものの	六・四%
	その他のそでばら（ストロムプス属のもの）	六・四%
	一 くん製したものの	六・四%
	その他のもの（軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）	六・四%
	その他のもの	六・四%
	二 くん製したもののうち	六・四%
	スキヤロップ（いたやがい科のもの）及び貝柱以外のもの	六・四%
○三〇七・九九	水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）	六・四%
	、くん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。）	六・四%
	なまこ（ステイコプス・ヤポニクス及びなまこ綱のもの）	六・四%
	その他のもの	六・四%
	一 くん製したものの	六・四%
	うに（バラケントロトウス・リヴイドウス、ロクセキヌス・アルプス、エキヌス・エスケレントウス及びストロンギユロケントロトウス属のもの）	六・四%
	その他のもの	六・四%
	一 くん製したものの	六・四%
	くらげ（ロビレマ属のもの）	六・四%
	二 くん製したものの	六・四%
	その他のもの	六・四%
	三 くん製したものの	六・四%
○四一〇・〇〇	食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）	六・四%

〇八二〇・六〇	果実		
〇八二〇・九〇	ドリアン		二・五%
〇八二一・二〇	その他のものうち ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びびれんし		二・五%
〇八二一・九〇	冷凍果実及び冷凍ナット(調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。) ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー		四・八%
	一 砂糖を加えたもの		三%
	二 その他のもの		四・八%
	その他のもの		六・九%
	一 砂糖を加えたもの		四・八%
	二 ベリー		六・九%
	三 サワーチェリー(ブルヌス・ケラス)		四・八%
	四 その他のものうち パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ		六%
	二 その他のもの		六%
	一 パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ		三・六%
	三 桃、梨及びベリーのうち ベリー		三%
	四 その他のものうち カムカム		二%
〇八二二・九〇	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット(例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのまの状態では食用に適しないものに限る。) その他のもの		二%
	四 その他のもの		二%
	三 その他のものうち		二%

〇八二一・二〇	乾燥果実(第〇八・〇一六項までのものを除く。)及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したものを除く。		六%
〇八二一・四〇	ブルーン		無税
〇八二一・四〇	その他の果実		四・五%
〇八二一・四〇	一 ベリー		四・五%
〇八二一・四〇	二 その他のものうち パイヤ、ポポー、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、サボテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ		三・八%
〇八二一・四〇	三 サントル		三・八%
〇八二一・四〇	四 この類のナット又は乾燥果実を混合したもののナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五〇%を超えるもの(くり(カスターネア属のもの)、くるみ、ピスタチオナット、コーラナット(コーラ属のもの)第〇八二・九〇号のナット又は第〇八二・一〇〇号から第〇八二・一〇四号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。)		三・八%
〇八二一・四〇	五 その他のもの		三・八%
〇八二一・四〇	六 プルーン		三・八%
〇八二一・四〇	七 その他の果実		三・八%
〇八二一・四〇	八 かんきつ類の果皮及びメロン(すいかを含む。)の皮(生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。)		無税
〇八二一・四〇	九 コーヒー(いつてあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。)、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物(コーヒーの含有量のいかんを問わない。)		無税
〇八二一・四〇	一〇 コーヒー(いつたものに限る。)		無税
〇八二一・四〇	一一 カフェインを除いてないもの		一〇%

一六〇五・五七	二 あわび	七・二%	一八〇三・一〇	脱脂してないもの	三・五%
一六〇五・五八	一 くん製したもの	六・四%	一八〇三・二〇	完全に又は部分的に脱脂したもの	七%
	二 その他のもの	七・二%	一八〇五	ココア粉(砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。)	一〇・五%
一六〇五・五九	かたつむりその他の巻貝(海棲のものを除く。)	六・四%	一八〇五・〇〇	チヨコレートその他のココアを含有する調製食料品	
	一 くん製したもの	七・二%	一八〇六・一〇	ココア粉(砂糖その他の甘味料を加えたものに限り。)	
	二 その他のもの	七・二%	一八〇六・二〇	二 その他のもの	二・五%
	その他のもの			その他の調製品(塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限り。)	
	一 帆立貝(いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミユス属又はプラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。)	七・二%		二 その他のもの	
	二 その他のもの	七・二%		(一) その他のものうち	
	(一) くん製したもののうち			別表第一一八〇六・二〇号の二の(一)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	二・五%
	(二) 貝柱以外のもの	六・四%		その他のもの(塊状、板状又は棒状のものに限る。)	二・五%
一六〇五・六一	その他の水棲無脊椎動物	七・二%		詰物をしてないもの	
	なまこ		一八〇六・三二	二 その他のもの	
	一 くん製したもの	六・四%		(一) その他のもの	
	二 その他のもの	八%		(二) その他のもの	
一六〇五・六二	うに	六・四%	一八〇六・九〇	その他のもの	
	一 くん製したもの	八%		二 その他のもの	
	二 その他のもの	六・四%		B その他のもの	二・五%
一六〇五・六三	くらげ	六・四%	一九〇一	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)	
	一 くん製したもの	八%		〇四項までの物品の調整食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)	
	二 その他のもの	六・四%		その他のもの	
一六〇五・六九	その他のもの	八%		二 その他のもの	
	(一) くん製したもの	八%		(一) 麦芽エキス	四・五%
	(二) その他のもの	七・二%		(二) スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ(加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。)	
一七〇二	その他の糖類(化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。)、糖水(香味料又は着色料を加えてないものに限る。)、人造はちみつ(天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。)	七・二%	一九〇二・九〇	その他のもの	
	及			二 その他のもの	
	びカラメル			(一) クースクス	
	乳糖及び乳糖水		一九〇二	クースクス	
一七〇二・一一	無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九%以上のもの	四・三%			
一七〇二・一九	その他のもの	四・三%	一九〇二・四〇		
一七〇二・五〇	果糖(化学的に純粋なものに限る。)	無税			
一八・〇三	ココアペースト(脱脂してあるかないかを問わない。)				一キログラムにつき二円

二〇〇五・九九	<p>一 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）</p> <p>二 その他のもの</p> <p>その他の野菜及び野菜を混合したもの その他のもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) ヤングコーンコブのうち 気密容器入りのもの</p> <p>(三) サワークラフト</p> <p>(四) その他のもの</p> <p>A 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）</p> <p>(b) その他のもの</p> <p>B その他のもの</p> <p>(a) にんにくの粉</p>	二・七％ 四・五％ 九％ 九％ 九・六％ 八％	二〇〇八・四〇	<p>ダイスナット、ヘーゼルナット（コリユルス属のもの）、カシューナット及びぎんなんのうち</p> <p>ココヤシの実、ブラジルナット、パラダイスナット及びヘーゼルナット</p> <p>カシューナット</p>	四％ 五％
二〇〇六・〇〇	<p>砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）</p> <p>二 その他のもの</p>	九％	二〇〇八・七〇	<p>さくらんぼ</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) その他のもの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>桃（ネクタリンを含む。）</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) パルプ状のもの</p> <p>A 気密容器入りのもの</p> <p>B その他のもの</p> <p>その他のもの（混合したもの（第二〇〇八・一九号のものを除く。）を含む。）</p> <p>パームハート</p> <p>克蘭ベリー（ヴァキニウム・マクロカルボン、ヴァキニウム・オクシコス及びヴァキニウム・ヴィテイスイダイア）</p> <p>一 砂糖を加えたもの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>混合したもの</p> <p>一 ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテルのうち</p> <p>砂糖を加えてないもの</p> <p>その他のもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 砂糖を加えたもの</p> <p>A パルプ状のもの</p> <p>(a) バナナ及びアボカド</p> <p>B その他のもの</p> <p>(a) ベリー及びブルー</p>	七・五％ 八・五％ 一〇・七％ 七・五％ 三％ 三％ 三％ 一〇・五％ 五・五％
二〇〇八・一九	<p>二 その他のもの</p> <p>(一) パルプ状のもの</p> <p>A カシューナット（煎つたものを除く。）</p> <p>B その他のもの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>A アーモンド（煎つたものに限る。）及びマカダミアナット（煎つたものを除く。）</p> <p>B マカダミアナット（煎つたものに限る。）及びペカン（煎つたものに限る。）</p> <p>C ココヤシの実、ブラジルナット、パラ</p>	一〇・五％ 五・五％ 五・五％ 五％ 五％ 二・五％ 二・五％ 二・五％	二〇〇八・九一 二〇〇八・九三 二〇〇八・九七 二〇〇八・九九		

二二・〇一	水(天然又は人造の飲水及び炭酸水を含むものとし、砂糖雪 その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く)、氷及び 飲水及び炭酸水	コールを含有するもの(アルコール分が 〇・五%を超えるものに限る。)	無税
二二〇一・一〇	ビール	E その他のもの (a) 砂糖を加えたもの イ おたねにんじん又はそのエキスを 含有する飲料のもの (b) その他のもの ハ その他のもの (ロ) その他のもの II その他のもの ひじき(ヒジキア・フス イフォルミス)	二〇%
二二〇三・〇〇	ぶどう酒(強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうか ら製造したものに限り)及びぶどう搾汁(第二〇・〇九 項のものを除く。)		無税
二二〇四・一〇	スパークリングワイン	その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加に より発酵を止めたもの その他のもの II その他のもの	一リットルにつ き一四五六〇 銭
二二〇四・二九	その他のぶどう搾汁		一リットルにつ き二四円
二二〇四・三〇	その他のぶどう搾汁		無税
二二・〇五	ベルモットその他のぶどう酒(生鮮のぶどうから製造した もので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限 る。)		無税
二二〇五・一〇	ニリットル以下の容器入りにしたもの		一リットルにつ き五〇円四〇銭
二二〇五・九〇	その他のもの		一リットルにつ き五〇円四〇銭
二二〇六・〇〇	その他の発酵酒(例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清 酒)並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合 物及び発酵酒の混合物(他の項に該当するものを除く。)		一リットルにつ き五〇円四〇銭

二二・〇八	二 その他のもの (一) 清酒及び濁酒 (二) その他のもの B その他のもの (b) その他のもの	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が 八〇%未満のものに限る。)及び蒸留酒、リキユールその 他のアルコール飲料 その他のもの	一リットルにつ き三〇円八〇銭
二二〇八・九〇	一 エチルアルコール及び蒸留酒 (二) その他のもの A エチルアルコール (b) その他のもの B その他のもの (b) その他のもの	一 エチルアルコール及び蒸留酒 (二) その他のもの A エチルアルコール (b) その他のもの B その他のもの	一リットルにつ き四八円 一リットルにつ き二五円二〇銭
二二〇九・〇〇	二 その他のアルコール飲料 (一) 合成清酒及び白酒 (二) その他のもの (三) その他のもの	食酢及び酢酸から得た食酢代用物 飼用に供する種類の調製品 大用又は猫用の飼料(小売用にしたものに限る。)	四・八%
二二〇九・一〇	二 その他のもの (二) その他のもの		

別表第三 鉱工業産品等に係る特恵関税率の算出のための係数表(第八条の二関係)

項名	品目	係数
一	関税率法別表(以下この表において「関税率表」という。)第二八二五・八〇・八 〇号に掲げる物品のうち 三 酸化アンチモン	〇・八
二	関税率表第一九〇五・四四号に掲げる物品	〇・六
三	関税率表第二九〇六・一一号、第二九一八・一四号、第二九一八・一五号の 一又は第二九二二・四二号の一に掲げる物品	〇・八
四	関税率表第三〇〇六・一〇号の二の(二)に掲げる物品のうち ゴム糸の重量が全重量の五%以上のもの以外のもの 関税率表第三〇〇六・九一号に掲げる物品のうち ストリップを織つたもの(両面を全てプラスチックで塗布し、又は被覆し たものに限る。)	〇・八

	<p>コムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤボニクス)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びびさんま(コロラビス・サイラ)</p> <p>関税率表第三〇五・六九号の二に掲げる物品のうち</p> <p>にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属又はサルディノプス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びびさんま(コロラビス属のもの)</p> <p>関税率表第三〇五・七二号の二の(□)のB若しくは(□)のB又は第三〇五・七九号の二の(□)のB若しくは(□)のBに掲げる物品のうち</p> <p>にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びびさんま(コロラビス属のもの)</p> <p>関税率表第三〇七・四二号、第三〇七・四三号又は第三〇七・四九号の二に掲げる物品のうち</p> <p>もんごういか以外のもの</p> <p>関税率表第三〇七・九一号、第三〇七・九二号又は第三〇七・九九号の二に掲げる物品のうち</p> <p>スキャロップ(いたやがい科のもの)及び貝柱</p>
二	<p>関税率表第一〇〇五・九〇号の二に掲げる物品のうち</p> <p>関税定率法第一三条第一項の規定の適用を受けないもの(第八条の五第二項において準用する同法第九条の二第一項の規定により割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するもの以外のものに限る。)</p> <p>関税率表第一〇〇六・一〇号から第一〇〇六・四〇号までに掲げる物品のうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第四九条第一項の規定により政府が貸付けを行った米穀(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)の返還に係るもので輸入されるもの以外のもの</p>
三	<p>関税率表第一〇二・九〇号の三、第一一〇三・一九号の四、第一一〇三・二〇号の三の(□)第一一〇四・一九号の二の(□)、第一一〇四・二九号の二又は第一一〇八・二〇号に掲げる物品</p> <p>関税率表第一〇八・一二号から第一一〇八・一九号までに掲げる物品のうち</p> <p>第八条の五第二項において準用する関税定率法第九条の二第一項の規定により割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するもの(でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングル、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するものに限る。)以外のもの</p>
四	<p>関税率表第二二二・二二二号の一又は二に掲げる物品</p> <p>関税率表第二二二・二二二号の三に掲げる物品のうち</p>

五	<p>ひじき(ヒジキア・フスイフォルミス)及びわかめ(ウンダリア・ピンナティブイダ)以外のもの</p> <p>関税率表第一七〇一・二二号の二、第一七〇一・一四号の二、第一七〇一・九一号、第一七〇一・九九号、第一七〇二・三〇号の二の(一)又は第一七〇二・九〇号の五の(□)のAに掲げる物品</p> <p>関税率表第一七〇二・四〇号の二又は第一七〇二・六〇号の二に掲げる物品のうち砂糖を加えたもの</p> <p>関税率表第一七〇二・九〇号の一に掲げる物品のうち</p> <p>分蜜糖</p> <p>関税率表第一七〇二・九〇号の二に掲げる物品のうち</p> <p>分蜜糖のもの</p>
六	<p>関税率表第一九〇一・二〇号の一の(□)のA若しくはDの(b)若しくは(□)、第一九〇一・二〇号の一の(□)のA若しくはDの(b)、第一九〇四・一〇号の二の(一)又は第一九〇四・二〇号の二の(一)に掲げる物品</p> <p>関税率表第一九〇一・九〇号の一の(三)又は第一九〇四・九〇号の一に掲げる物品のうち</p> <p>米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの</p>
七	<p>関税率表第二〇六・九〇号の二の(一)のAに掲げる物品</p> <p>関税率表第二〇六・九〇号の二の(□)のAに掲げる物品のうち</p> <p>分蜜糖のもの</p> <p>関税率表第二〇六・九〇号の二の(□)のEの(a)のハの(イ)に掲げる物品のうち</p> <p>各成分のうち第二二二・二二二号の物品の重量が最大のもの</p> <p>関税率表第二〇六・九〇号の二の(□)のEの(b)のハの(ロ)の(Ⅱ)に掲げる物品のうち</p> <p>第二二二・二二二号の物品(ひじき(ヒジキア・フスイフォルミス)を除く。)のもの</p>
八	<p>関税率表第三五〇三・〇〇号の三に掲げる物品</p>
九	<p>関税率表第四二・〇三項に掲げる物品</p>
一〇	<p>関税率表第四三〇二・一九号から第四三〇二・三〇号まで、第四三〇三・一〇号又は第四三〇三・九〇号に掲げる物品のうち</p>
一一	<p>羊、やぎ又はうさぎのもの</p> <p>関税率表第六四・〇一、第六四・〇二項又は第六四・〇六項に掲げる物品</p>
一二	<p>関税率表第九一三・九〇号の一に掲げる物品</p>